

第百三十二回 参議院通信委員会 會議録 第十号

平成七年四月二十五日(火曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

四月十四日

選任

山田 俊昭君

同日

古川太三郎君

補欠選任
栗森 喬君

出席者は左のとおり。

委員長

山田 健一君

理事

加藤 紀文君

守住 有信君

大森 昭君

鶴岡 洋君

委員

岡 利定君

沢田 一精君

陣内 孝雄君

及川 一夫君

川橋 幸子君

三重野 栄子君

常松 克安君

中村 鏡一君

栗森 喬君

中尾 則幸君

山田 俊昭君

河本 英典君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政大臣官房審議官

大出 俊君

木村 強君

品川 萬里君

郵政省通信政策局長 山口 憲美君

郵政省電気通信局長 五十嵐三津雄君

郵政省放送行政局長 江川 晃正君

事務局側 常任委員会専門員 星野 欣司君

説明員 公正取引委員会事務局経済部調査室長 寺川 祐一君

本日の会議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田健一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本委員会では二名欠員が生じておりましたが、去る十四日、山田俊昭君が委員に選任されました。また、同日、古川太三郎君が委員を辞任され、その補欠として栗森喬君が選任されました。

○委員長(山田健一君) 電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤紀文君 自由民主党の加藤紀文でございます。

まず最初に、電気通信事業法の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思います。その前に、電波法も含めてありますが、今回の改正は、平成六年七月五日の閣議決定「今後における規制緩和の推進等について」に基づく規制緩和措置を受けての改正と伺っております。

八五年のNTT民営化以来、通信自由化が進められ、第一種電気通信事業者の参入がふえたまではよかったわけですが、サービス内容に事業者間の独自性は全くなくて、料金もすべて横並び、NTT、KDDを超えるサービスもなかったように感じておるわけでありまして、自主決定でできるサービスが極めて少なかったのは、やはり許可申請により新サービスの詳細が競争相手に知られることになる上に、ユーザーに対する迅速なサービスの提供を阻害している面があったんじゃないかとおもうわけでありまして。サービス料金はユーザーと事業者との間で本来自由に決定されるべきものという観点で今後とも規制緩和に取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

電気通信事業法の一部を改正する法律案でありまして、今回の法改正は一部料金を事前届け出制にすること、また標準約款制度の導入ということですが、事前届け出制とする料金はどのようなかものが対象となるのか、また選定基準はどんなものか、さらに現行の料金のどの程度の割合が届け出制になるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回の法改正、先生から御指摘のありましたとおり、昨年の七月五日の閣議決定、規制緩和推進要綱、これを踏まえて行わせていただきましたという考え方であります。

現在、各種サービスにつきまして、確かに先生御指摘のとおり、新しい事業者が出ましてもかなり同じような形でサービスが展開されたという流れはございました。これはある意味で言いますと、日本の国が電電公社という形で全国一体的にやっていたということから、いわゆる交換機のデジタル化もおくれているということ、各事業者のサービスが多様化してくる前提として交換機のデジタル化というのが避けられない現状でございました。昨今になってNTTも大変前向きに取り組んでいただいております。近年、サービスの多様化等についての動きが随分活発になってきているものというふうに思っております。

私どもとしては、電話料金というのはいわゆる公共料金でございますので、消費者のあるいは利用者の保護という観点と事業者の負担の軽減という観点、あるいは機動的なサービスというようなことを考えながらやっていかねければならないものというふうに考えておりました。先生御指摘のようなことを肝に銘じながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今回の改正につきましては、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいというものにつきまして、いわゆる認可制から事前届け出制に改めるということにいたしました。

具体的には、今後省令において定めさせていただきますという内容でございますが、一つは、付加的な役割、サービスに関する料金、これは届け出制、例えばプッシュホンとかフリーダイヤルとか、そういうたぐいのものが挙がってくるということでございます。さらにもう一つは、特殊な用途のみ用いられる役割に関する料金、例えばテレビジョン放送中継サービスとか、この種たぐいのもの

のであります。そのほか、他のサービスに代替されるようになってまいりまして利用者の利益に及ぼす影響が低下してくるような役割に関する料金、例えばパケット交換サービスがそうでございますが、ISDNサービスが出てきましたためにそういうことで代替されてくるようなもの。あと、端末の設備使用料、電話機などのレンタル料金でございますが、こういったものを事前届け出制の対象として定めたいというふうに今考えているところでございます。

この結果によりまして、現在約百五十ほどある認可を要する料金のうち、半数が届け出に移行していくというふうに見込んでいますのでございます。

○加藤紀文君 国民生活、国民経済にかかわりの深い基本的な料金以外のものではあれば新しいサービス、新規サービスの料金も事前届け出制とされるんではないかと。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 結論的には今先生のお話があったようなことで、国民利用者の基本的な利益に当たるといふものの以外ものは届け出制にするというふうなことから、新しい料金につきましてはそういう場合には届け出制にいたしたいというふうに考えております。

そういうことによりまして事業者の負担の軽減が図られるというふうなことで、先ほど申し上げましたような四つの例がそれぞれございますが、そういう中で付加的なものとか特殊な用途に当たるものとか端末の設備使用料、こういったものにつきましてはこれを届け出制に新しいサービスについていましていくべきものというふうに考えております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。
それでは次に、許可制から事前届け出制に改めることによって、郵政省や事業者双方が書類審査、積算資料の作成や提出書類等の煩雑な手続からどの程度解放され、簡素化されるかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 事前届け出制の手

続、これは事業者の負担を軽減するという法律案の趣旨合いからいたしましてできる限り簡素な手続にするというところで検討してまいりたいというふうに思っております。

具体的にどのぐらい軽減されるかというのを数量的に申し上げることはなかなか難しいのでございますが、イメージで申し上げさせていただきますと、事業者の方へ提出していただく資料、届け出になった場合には、例えば対象になるサービス名、それから料金額、実施の期日、こういうようなもので、一枚の紙でおさまるようなものというふうな思っております。認可のときのようには料金算定の積算の資料の提出というのは要さないといいふに考えております。

これは事業者の負担ということに相なりますが、一方、行政の側、私どもの側もそういった積算資料を検討するとかあるいは審議会にかけるとか、そういう手続というのが軽減されるということと、双方にとりまして相当程度負担が軽減されてくるというふうに思っております。

ただ、具体的に数量化して今申し上げることができませんが、そういう意味で事業者の負担が軽減され、私どものある意味の行政事務も簡素化されまして機動的な対応ができやすくなるというふうな考えているところでございます。

○加藤紀文君 今回の改正で届け出料金は電気通信審議会の諮問対象から除外すると伺っておりますが、利用者が不利益をこうむることがないような適正な料金の設定というのにはどのように担保されるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回の改正によりまして、国民生活、国民経済にかかわりの深い基本的な料金につきましては引き続き認可の対象といたしますので審議会にかかるということになります。事前届け出制の対象となる料金につきましては審議会にかからないということになります。

そこで、こういった届け出制の料金につきましては、特定の利用者に対して不当に差別があった

り、あるいは不当に高額であるとか利用者の利益を阻害しているというような場合につきましては変更命令というのを行います。その適正化を図るというところで消費者の保護を図ってまいりたいというふうに思っております。

そういう意味で、今回届け出制に改正するといふ部分につきましては、この変更命令等があるというふうなことを踏まえまして、利用者の利益が損なわれることのないように適切な運用を図りたいというふうに考えているところでございます。

○加藤紀文君 次に、標準契約約款の導入、この趣旨とメリット、事業者負担の軽減ということでありまして、それについてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 現在は第一種電気通信事業者は個別に契約約款を定めまして郵政大臣の認可を受けていただくということになっていて、ところでございますが、今回の改正によりまして、標準約款の導入ということで国がモデル的な契約約款を定めまして、事業者がこの約款による場合には認可を受けたものとみなすということで手続の簡素化が図れるということでございます。

そういった意味では、事業者の側にとりましては約款の作成が必要なくなるというふうなことで、それから認可を受けたものとみなすということとで認可の手続をとる必要がないということから事業者の負担の軽減が図られるというふうに考えております。時間的にも随分機動的な対応をしていただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

○加藤紀文君 そうしますと、その標準約款といふのはどのようなサービスに対して作成されるのかもお尋ねしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 標準約款を作成するサービスというのは、既にサービスが世の中にあっておまして、かなり標準化、パターン化が進んでいるものという要素が一つあるというふうな参入がその後から続いてくるようなサービスとい

うようなことを対象に考えるべきものというふうな受けとめております。

具体的にどういふものが出てくるのかというのは今後の検討であります。一つ例が考えられますのは、例えば無線呼び出しのサービス、ページャーサービスのようなもの、事業者も多くなっていますし、かなり世の中に出て、その契約関係等がパターン化してきている、こういったようなものについては標準約款に取り込んでいけるのではなからうかというふうに目下考えているところでございます。

○加藤紀文君 もし契約約款の一部が標準約款に合致しなかった場合、どのような扱いにされるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 法律によりまして事業者が標準約款と同一の約款を定める場合、または現に定めている約款を標準約款と同一のものに変更しようとする場合、これは認可を受けたものとされるというふうな法律案の中に盛り込ませていただいております。したがって、この趣旨からまいりますと、契約約款の一部が標準約款と異なってくるという場合には認可を受けたこととみなすことは難しく、認可を受けたものとみなさないとしようなことで約款全部について認可を要するということになるというふうに認識をいたしております。

○加藤紀文君 契約約款の内容を知っている利用者は少ないと思うわけですが、標準約款作成や契約約款審査において、ぜひわかりやすい表現の約款をつくっていただきたいと要望するわけがあります。

次に、大臣にお尋ねしますが、今回の緊急円高・経済対策の中に電話料金や専用線料金の引き下げの検討が含まれていると伺っておりますが、郵政省はどのように対応していくのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大出俊彦) 御指摘の今の緊急円高・経済対策、先般の閣議で決定したのでございすけれども、公共料金の引き下げという部門で九

つございまして、九つの公共料金引き下げ対象のうち六つが郵政関係ということになるわけでございます。そこで、ここに挙げられたものは全部値下げするという腹を決めて担当局その他と打ち合わせをいたして終わっております。

一つは、まずKDDから国際専用線料金の値下げ申請が四月十九日にございまして、国際専用線の高速デジタル料金でございまして、五割ぐらゐの値下げをするということにしましてまいりたいと思っております。

なお、これはそうなるかどうかやってみなきゃわかりませんが、カナダあたりからもいろいろ話がありまして、東京発アメリカで六百円ぐらゐ、一通話でございまして、カナダが七百三十円ぐらゐでございまして、だから何とかこれをして下げてくれ、でないとアメリカ経由でカナダになってしまふところが、こちら側で調べてみるとアメリカ・カナダが実は百二十円でございまして、実は十円しか違わないんですけれども、やっぱり高い高いと言われるのはおもしろくない点もございまして、そこらもこの際あわせて検討してもらいたいと事務局に言っております。ともかく、この趣旨に従ってできる限りひとつ下げる努力をする、これが一つでございます。

二番目に、自動車・携帯電話料金の引き下げ、これは四月二十日に日本移動通信外十四社から通話料の値下げ申請を出していただいておりますけれども、日本移動通信の場合、平日昼間の三分間利用料金について二百三十円を百九十円に値下げする、つまり約一六%の値下げということでございます。

三番目に、国際電話の新選料金のサービスの導入について、四月二十一日にKDDから新しい選料料金制サービス、この導入に関する申請がございまして、サービス概要というのは三百円の基本料金、これは一時金でございまして、六カ月間、月額利用額に応じて一定金額、最大一〇%ということに割引をするということにこれ進めていくことにいたしております。

なお、国内線、つまり国内の料金につきましては、平成六年十一月から特定通話先指定型割引料金を、平成七年三月から特定市外局番指定型の割引料金を導入してきている。この点についてはさらに引き下げ可能かどうかの検討を進めたい、こんなふうに今思っております。

あとは、国内郵便料金につきましては、三割の割引率の上限をやめるといふ、とるといふ法改正をお願いしておりますから、この面からできる限りの割引をやりたい、こういうふうな思っているわけでございます。

それから、国際郵便につきまして、これは六項目にあるのでありますけれども、国際レタックス料金の引き下げ、航空郵便より料金が安いエコノミー航空サービス、これを印刷物あるいは小包に加えてもう一つあるんですが、大きなことになると思いますが、小型包装物にも拡大をして船便並みの料金にやればできるかもしれない。というの、あいてる飛行機を使いまして輸送してもらおうというシステムを確立できるとすれば相当に落とせるという見方。そういうことでこの小型包装物に対する料金の引き下げというのをやっていく方向で進めようということに今いたしておりますが、いずれにしても九項目のうち六項目でございまして、精いっぱいひとつ頑張らせていただく、こう思っております。

以上でございます。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

それでは次に、電波法の一部を改正する法律案についてであります。本質的なことはこの後、岡議員の方からあると思っておりますので、私はちょっと細かいことを聞かせていただきたいと思います。

今回の改正は、無線従事者資格の取得方法の見直しと電波利用料の納付方法の多様化ということでありまして、今回の改正で、無線従事者資格取得の中に大学において無線通信に関する科目修得、卒業した者を創設するというところで、間口を広げることにによって無線従事者に対する需要増大

にこたえることができるのか、またどの程度ふえと予想されているのか、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回の無線従事者資格の制度改正というのは、電波の現在の利用が拡大しているというふうなことから、その資格が簡単に取れるようになることで制度改正させていたというふうなことでございまして、無線従事者の需要見込みというのは、今後五年間ぐらゐで考えますと、陸上分野においては十二万人ぐらゐ、海上分野においては六万人程度というふうな予想いたしております。そのうち、新しい取得の方法によって取得すると予想される方はこの需要の約四〇%程度に当たる七万人ぐらゐというふうな推定をしております。

そういう意味では、今回こういう制度改正を行っていただくことによりまして無線従事者の需要の増大にこたえることができるものというふうな考えをいたしております。

○加藤紀文君 次に、電波利用料の総収入額とその有効利用といいますが、運用について郵政省はどのように取り組んでおられるか、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 電波利用料の制度というのは平成五年度からお認めをいただきました。これは平成五年度からお認めをいただきました。まず、電波利用料の収入の面でございまして、平成五年度だけは決算ベースで出てございまして、これが七十三億八千万円というところでございまして、あと、平成六年度は予算ベースで七十四億一千万円、平成七年度は八十二億三千万円、こういうことになっております。

私もといたしましては、このお認めいただいた電波利用料、これにつきましては無線局全体の受益を目的として行なう事務に要する費用に充てられるということになっておりまして、現在は大きく二つのことに充てられることになっております。

一つは、電波監視体制の充実強化ということで

ございまして。それからもう一点は、無線局の情報をデータベース化すること、総合無線局管理ファイルの構築ということをやります。無線局の情報データベースを構築していくということと無線局事務の効率化に資するということでございます。

取り組み内容を少し御報告申し上げさせていただきます。まず電波の監視体制につきましては、最新の電波監視施設の整備を進めておりまして、平成七年度までの三年間で東京、主な政令指定都市それから県庁所在地等の地方の中核都市を中心とした重点的な整備を行いつつあるところでございまして、これらの施設を活用いたしまして、無線局がふえてくる一方で不法無線局という問題が出てまいりますので、その不法無線局の迅速な調査あるいは円滑な無線の活用に向けてまいりたいというふうに考えております。

それからもう一方、総合無線局管理ファイルの関係につきましては、これは平成七年度末の運用開始、来年三月を運用開始の目途にしております。システムの設計それからプログラムの開発、データの入力、そういったことに今作業を進めているところでございまして、このシステムが構築されまします無線局のデータを迅速に検索できる、引き出すことができるということで、例えば無線局の行政事務に迅速化されるというふうなことで免許申請の作業の業務が効率化されるというふうなこと、それから不法無線局等の確認に要する時間が大幅に短縮されるであろうというふうなことを考えておりまして、混信、妨害への対応が早まってくるであろうというふうなことで、電波監理行政事務の全般的な効率化が図られるというふうなことを考えているところでございまして。

これらのシステムを活用することによりまして、免許の申請につきましては、行政の情報化に対応いたしまして例えば磁気ディスクを提出して免許申請をしていただく、フロッピーディスクでやっていたというふうな簡素化を図るとか、

あるいは通信回線を経由して行われる免許申請、オンライン型の申請というような電子化という情報化といえますか、そういうようなことで電波利用者の利便の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○加藤紀文君 それでは、最後に大臣にお伺いしたいと思いますが、マルチメディアの推進に当たって、今後電波行政にどのような取り組みがされるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大出俊君) マルチメディア通信は、音声のみならず文字、データ、画像などをデジタル技術によって統合して通信をするということなんですけれども、新しい産業分野という意味で大きな期待のかかるところでございます。

そこで、マルチメディアの推進に当たりましては、有線系における光ファイバーとともに、移動体通信を初めとして電波の果たす役割が非常に大きくなっている。そのために、郵政省では画像、これは携帯テレビ電話などを含んでおるわけでござい

ますが、画像を含むマルチメディア移動体通信の実現に向けては、具体的な検討をするため、既に申し上げておりますように、平成六年八月からマルチメディア移動体通信に関する調査研究会、座長は東大工学部の教授でいらつしやる齊藤忠夫先生でございまして、開催をいたしまして、先般でございまして四月十日に最終報告を受けております。

この報告書をちよつと申し上げますと、移動体通信のマルチメディア化を推進するため、携帯テレビ電話や超高速無線LAN、構内網でござい

ますが、LANなどを実現する上での技術開発課題や周波数の利用方策などを取りまとめた。そして、特に二〇〇〇年を目標に静止画や動画が通信可能な、これはFPLMTSというわけでござい

ますけれども、フューチャー・パブリック・ラウンド・モバイル・テレコミュニケーション・システムズ、これがITUで標準化しております表現でございまして、この頭文字をとりましてFPLMTS、これは将来の公衆陸上移動通信システム

ムということになります。これや超高速無線LANというふうなものの開発そして実用化、これが極めて必要だという提言がされております。

さらに、今後のマルチメディア時代の移動体通信市場について、現在、現在というのはい九九四年度末であります。約一・七兆円の市場規模、そして約四万人の雇用、二〇一〇年には約十五・七兆円の市場規模、非常に大きなことでござい

ますが、十五・七兆円の市場規模、そして約五十二万人の雇用、この拡大をすることができるといふ予測をしているという中身でござい

ます。そして、郵政省としてはこの報告書を受けまして、今後とも移動体通信分野におけるマルチメディア化に、この方向に従って積極的に取り組んでいこうということにいたしているところでござい

ます。以上でござい

ます。○加藤紀文君 ありがとうございます。

○岡利定君 自由民主党の岡でございます。

加藤先生と重複する面もあるかも知れませんが、御質問させていただきます。

まず最初に、去る四月十四日でござい

ますけれども、政府は緊急円高・経済対策というのを取りまとめられました。その対策の中の「内需振興策」として、「平成七年度補正予算の編成」という項の中で「急速な円高に対応して我が国経済・産業構造の改革を更に推進するため、新しい産業の創出につながる情報通信及び科学技術の両分野における追加を行うものとする。」ということが明記されております。

術の分野も郵政省の役割は大変大きいと思うわけでござい

ますが、この対策に基づきまして郵政省としてはいろいろと今検討されておると思うわけでござい

ますが、今後の取り組みについて郵政大臣の御所見なりあるいは御決意というものを聞かせたいと思ひます。

○国務大臣(大出俊君) 岡先生御指摘のように、先般、これは閣議あるいは閣議後の関係懇談会でもいろいろ議論が重ねられたんでござい

ますが、確かに二百兆からの赤字国債の残高がござい

ますけれども、かといって縮小均衡で済む筋合いじゃないと、この際は。だから、世の中がこれだけやっただかというふうなぐらいの思い切った補正予算を組むべきだと。困難かもしれないけれども、でき得れば阪神の復興対策も取り込めるだけ取り込めないと、これは円高対策なんだからという議論を何回か私も参加してきたわけでござい

まして、基本的にはその方向で行こうということなんです。

そこで、今御指摘のように、通信の部門、郵政関係の部門、これを円高対策の中で文書で明確にうたつてござい

ます。「急速な円高に対応して我が国経済・産業構造の改革を更に推進するため、新しい産業の創出につながる情報通信及び科学技術の両分野における追加を行うものとする。」というふうに入れることができて、今関係部局の皆さんが非常に一生懸命取り組んでいる最中でござい

ます。

そこで、まず我が国経済と産業構造の変革を推進するために新しい産業の創出につながる情報通信、このことを明記したんだからというので、情報通信はニュービジネスの創出など、産業・経済構造の変革に貢献するんだという前提で、情報通信の充実が図られるように新世代情報通信インフラの整備、実はこの補正に私も大きな期待をして

いるんですけれども、新世代情報通信インフラの整備、そして情報通信ベンチャーの創出、それからマルチメディア情報通信技術研究などの施策を、足らなかつたわけですから、実現する方向で

積極的に取り組んでいこうと。

それで、大蔵との間でいろいろな項目を挙げてあるんですけれども、ちよつとこれはまだ、中身はともかく、せつかくこの際でござい

ますから、こんなところを考へているということだけ報告させていただきます。

一つは、新世代情報通信インフラの整備ということとでただけ予算化できるか、これが一つ。二番目は、今申し上げました情報通信ベンチャーの創出で、衛星放送とかCATVとかいろいろござい

ますから、どれだけのことができるか、これが二番目。三番目が、マルチメディア情報通信技術の研究開発、これも通信・放送、有線・無線、各分野にござい

ますので、どれだけ補正で取り込めるかと。官房長を中心に今一生懸命大蔵とやっていたいでい

ます。それから防災対策、これはもう先生方から、岡先生からもござい

ましたが、阪神大震災の結果として緊急にやらなきゃならぬたぐさんの問題がござい

ますから、この防災対策の問題。それから、さつき申し上げましたように阪神・淡路大震災の復旧、復興ということで、いろんな被害を私どもも受けておりますから、そこらについて、どれだけの項目にまとめられるかわかりませんけれども、大蔵との折衝を積極的にやっていきたい。大体こんなところが中心でござい

的多いというように聞いておったわけですから、それ以外にも五年間で時間をかけてやっていかなきゃいかぬものも予定しておったと思うんですが、前倒しするというのはどんなものがあるんだらうか、そしてまた無理に前倒しをして大丈夫なんだろうかとというような点も気になるものですから、お教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(木村強君) 先生御指摘の規制緩和の關係につきましては、三月末日に規制緩和五カ年計画ということで、これから先五カ年にまつわる郵政關係、政府全体そうでありますけれども、計画的に着実に推進していこうということで決定を見たところであります。五十六項目ということでございました。

今、先生御指摘ありましたように、そのうち四十七項目は、主として電気通信關係でございますけれども、できるだけ早くということで、我々としても早く着実にという前向きな立場で対応してまいっておりますので、特に電気通信關係については平成九年度までの三カ年間でほとんどの項目が入るといふことでございました。

残り九項目、これが平成十年ないし十一年度にもまたがついていくというものでございました。内容は、放送関連が六件、電波関連が三件というところでございました。例えば、放送関連で申し上げますと、地上放送へのデジタル放送の導入をにらんで、その放送の委託あるいは受託の制度をどう持つていくか、地上放送にどういふふうを持つていくのかと。その際の規制のあり方、あるいはどこまで緩和ができるのかといったようなことでございます。それからまた、電波關係につきましましては、周波数の割り当て方式のあり方の検討というようになことで、平成七年度からも検討はしてまいりましたけれども、世界の状況あるいは我が国の状況、技術の発展状況等をにらみながら逐次やっていかなきゃいかぬということで、たまたまそれは去年の十年とか十一年度にもまたがついていくことでございました。

緩和推進計画決定後の事態の急変にかんがみて、政府として緊急円高・経済対策の一環として非常事態だという意味でやろうということになったわけでありまして、私ももといたしましてその趣旨を最大限に努力してやっていたということでも、あくまで技術の進展に応じてやっていたものではありますけれども、検討は前広に行えるものでありますから、特に今回の問題について致命的な支障というものはないとということで前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○岡利定君 ありがとうございます。いづれにしましても、この緊急経済対策なるものを見ておりました郵政省のウエートというのは大変大きいなというところを感じておりますが、ところどころ、きょうの議題であります電波法の一部改正、それから電気通信事業法の一部改正、先ほど加藤先生からお触れになりましたように、いづれも規制緩和に係るものであります。電波、電気通信の分野は、技術の進展あるいは日米交渉を初めとする国際的な側面等々の事情も加わる中で、いわゆる規制緩和といふのは国内的にもまた国際的にも随分進んでいる分野じゃないかと思うわけであります。私はそう思っておりますが、そうでもないというふうな意見もたまに出てくるわけでありまして。

去る四月二十三日の日経新聞に「米国に学びたい電気通信事業の活力」という表題で社説が出ました。中身は、AT&Tの分割は成果があった、また市場の自由化、相互参入が業界にダイナミズムをもたらしただけという趣旨とする内容のものでありますけれども、その中で日本の關係にちよつと触れまして、「民間電気通信分野から公的規制が過ぎる、との声をよく耳にする。」というふうな表現も入っております。

その辺について、いわゆる電気通信分野あるいは電波の分野の規制緩和についての基本的な考え方について郵政大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大出俊君) 御指摘のとおり、岡先生お話し「米国に学びたい電気通信事業の活力」という日経の社説がございます。実はこの中に、今御指摘の「民間電気通信分野から公的規制が過ぎる、との声をよく耳にする。」と。この前のところにもありますように、英国のBTがMCIに二〇%の出資をする。MCIというのはアメリカの長距離を指しているわけですね。AT&T、MCI、スプリントと、こういう順番の大ききですけれども、ここにBTが、プリティッシュ・テレコムが二〇%の出資と。それからもう一つ、ドイツ・テレコムとフランス・テレコムが一緒になつてスプリントとの提携、これも実は二〇%なんです。要求は。

これは大きな問題になりました。ECから調査に入つたり、アメリカのFCC、連邦通信委員会調査に入つたりしているんですけれども、実はこれBTも九〇%のシェアですからほぼ独占なんです。実際には、マキエリ入れたつて二社独占なんです。それからドイツ・テレコム、フランス・テレコムといふのは、確かにフランス・テレコムは名称は変更しましたけれども、だから名称からすれば民間と公社の間ぐらいいになりますけれども、しかし将来どのくらいかかるんだという四、五年やつぱりかかるというので、独占なんです。ドイツも、ドイツ・ブンドスポストテレコムのブンドスポストを取っちゃつて、上納金をやめちゃうつて変えたといつても、これ相当の間独占なんです。

ところが、そういうところから日本にちよい規制緩和をもう少しやれとかなんとかというふうなことを言うんですけれども、そのたびに私も神経を使つて調べてはみえていますけれども、やつぱり私はOECDが出している数字が正しいんじゃないかと思ふんです。

というのは、この数字を見ますと、自由化度の満点を十六点にして、これは一九九三年です。ついでこの間の調査なんです、そうすると満点十六点で、日本が十五点で自由化度が最高なんです。

よ。一番自由化されている、こういうことです。これは六十年改正以後、NCC三社がございまして、VAN業者は千何百もなつております。第一種電気通信事業者は百一十というふうに言われていますが、これは国際電報とNTTの二つが抜けていて、それから、だから十五で一番高い開放度、自由化度の点数がついている。二番目がアメリカなんです。実は、アメリカが十四・五なんです。そしてイギリスが十四、二社独占ですが、マキエリが極めて健全に育っているから不思議じゃないんです。カナダが十、フランスが三・五、ドイツが二、イタリアが二。これは確かに独占なんです。三・五だの二だの一だの不思議がないんです。

だから、そういう意味でいうと、いろんな雑音が聞かれますけれども、相当確実に六十年の会社法、事業法をつくったときからその自由化度は具体的に伸びてきていると、こう見ていんじゃないかなというふうには私は思っている。ですから、いろいろな問題がございしますから必要であれば事務当局の方からお答えをいたしますけれども、この問題について申し上げれば私は今のようには考えております。なお、この中で自由化への努力は続けていきたいというふうには思っております。

○岡利定君 私もおっしゃつたように理解しておるんですが、しかしいろいろと規制緩和のあり方そのものについて、技術の進展なりあるいは事業の、産業のあり方とかかわりの中で要望も出てくると思ふんですが、基本的にはやはり利用者にとつて一番有利なといふんですか、使いやすいとかも非常に利用者のためになるような制度をつくり上げていく、その観点から規制緩和といふものも考えていくべきじゃないかと思つておりますので、今大臣がおっしゃつたような趣旨で今後とも取り組んでいただきたいと思います。次第でございます。

それでは、電波法の關係でちよつとお伺いいたしますけれども、電波法の關係で無線従事者關係について加藤先生からお尋ねがございました。

郵政省は、これまでも無線設備の操作が簡易あるいは無線従事者以外の者が使っても電波利用環境に影響を及ぼすことの少ないような簡易無線局とか構内無線局などのものについて順次従事者の配置を要らなくするとか、あるいは主任無線従事者の監督のもとであれば資格がない者であってもこの設備を操作することができるといふような無線従事者の配置義務の緩和を推進されてきておるといふふうになっております。

しかし、この分野は技術の進歩の大変著しい分野でありまして、現行の二十三種の資格及びその運用は果たして技術の進歩による無線設備の性能、信頼性の向上あるいは操作性の簡便化に対応できているかどうかどうだろうか、この辺について業界からもいろいろな要望もあるんじゃないかなと思うわけでありまして、制度のあり方、見直しについての郵政省のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今、先生から御指摘がございましたように、電波技術の進展によりまして操作が容易になるというように、一方では電波が大変に使われるということから、電波利用の増大ということで従事者に対する需要も大きく変わってくるというところで、免許人等の利用者から資格を取ることについて簡単にしてみたいとか、あるいは操作範囲をもっと拡大してみたいとか、そういうような要望が寄せられているところがございます。

今回の改正もこういった要望を受けましたものでございまして、そのほかにもそれぞれの資格の無線従事者が操作できる範囲とその資格を取得するためにどのような知識、技能を求めなければならないかという点について見直しを行っているところでございます。

そういった意味で、今後とも電波の技術の発展と無線従事者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、また免許人等の利用者の要望にも配慮しながら電波をより使いやすいものにしていくというふうなことで、技術の進歩あるいは無線従事者の要

望等々、そういったものを踏まえまして適時適切な措置をとっていくように努めてまいりたいというふうにならざるを得ないと思っております。

○岡利定君 ありがとうございます。ぜひ御努力いただきたいと思います。

次に、電波利用料の関係でありますけれども、電波利用料が実施されて九二年たつたというふうな何年経過しておりますが、徴収状況、収入総額あるいは徴収率などがどのようになっているのか、またこの二年間の実施を通じて制度の定着状況について郵政省はどのように認識されておりますか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 平成五年度から認めいただきました電波利用料の制度でございますが、現在、具体的な決算ベースでわかつておりますのは平成五年度でございます。収納額は七十三億八千万円ほどになっております。徴収率は九割以上という状態になっておりまして、おおむね免許人の方の理解が得られているものと思っております。制度としては定着しつつあるものというふうな考えております。

こういう制度につきまして御理解をいただいてその徴収率等の向上を図っていかねばならないというふうな思っております。この制度の周知あるいは未納者に対する納付の指導というも行っているところでございます。もちろん、悪質な滞納者については、いわゆる国税等の滞納措置と同じでございますけれども、滞納処分を行っていくということにいたしているところでございます。そういった意味で、今後ともこの制度の周知、運用ということに努力してまいりたいというふうな思っております。

○岡利定君 電波利用料の法的性格でありますけれども、無線局全体の目的に行う公益的事務の経費を受益者負担の観点から無線局の免許人全体で負担する手数料の一種だということに聞いておるわけでございますが、そういう意味から、いずれこの料額等についての見直しもやはりそのときそのとき行っていくことになるんだと思うんですが、その辺の見直しの見通しというのはどう

うなっておりますでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生からお話のありましたように、いわゆる国が行うべき無線局のための公益的事務の費用というふうなことで、平成五年度から七年度までの三年間を見通した、そういうことで具体的なこととしては、電波の監視あるいは無線局のデータベースの整備にかかわる費用というふうなことで負担をいたしているというところでございます。

したがって、平成五年度から七年度ということに進めさせていただいてまいりましたが、平成八年度以降のことについて新たな三年間が始まるというふうなことで、国の行う公益的事務として何が求められるのかといったようなことも検討しなければならぬと思っております。それにかかる費用と無線局数等の状況を踏まえまして料額等の見直しについても検討しておくことが必要かなと今考えているところでございます。

目下、私どもとしてはこの見直しの作業に取りかかりつつあるところでございますが、見直しに当たっての基本的な取り組みの方針としましては、まずは昨今電波の利用が急激に拡大してきているというふうなこと、あるいはマルチメディア化といったような社会の大きな流れを見据えまして、産業面あるいは生活面におきまして電波を安心して、しかもたっぶり使っていたらいいというふうなことを考えてやってまいらなければならぬというふうな思っているところでございます。

それから、当然のことでございますけれども、電波の利用者の皆様の御意見も十分伺いしなから、こういった見直しにつきましては関係各方面、とりわけ財政当局等との相談も必要でございますので、そういったことも踏まえまして見直し作業を進めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○岡利定君 今、局長からお話がありましたように、見直しに当たっての利用料の対象になる部分について、いわゆる周波数の対策のために新しい周波数の開発とか既に利用しております周波数を

有効に利用するような技術開発というふうなものも重要な一つの課題だということをお話しになりました。私どももそういうところまでやっぱり含めてこれを行っていくべきものじゃないかなと思っております。そういったことも、ぜひともその辺も今後の見直しの中で対象に加える努力をしていただきたいし、またそういう意味での見直しも早くしてもらいたいということを要望だけいたしておきます。

この電波利用料の納付方法について、今度口座振替を導入するというところでございますけれども、口座振替を認めるかどうかということについて、「その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り」というようにされておるわけでありまして、具体的にどのような場合を考慮しておられますか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 一般に国へ納付する利用料等につきましては直接本人が支払うというところを国の会計通則上原則にいたしております。納付者と国の権利義務というふうなことからそういうことになっているわけでございますが、今回私どもがお願いしておりますこの法案改正では、免許人から口座振替の申し出があった場合には、納付が確実かつ徴収上有利であるという場合に限りこれを認めるということで法案を出させていただいております。

これは、国の債権は、先ほども申し上げましたように、国民の財産であるということ、そういう側面もございまして、国民の財産保全というふうな観点から、国の債権徴収というのは確実かつ効率的というところで行わなければならないという会計法上の通則をここに反映させていただいているものというところでございます。

規定上、口座振替を認めるケースをこのように限定的に規定しておりますが、現実の法律の運用としては、利用料を納めていただく方の利便あるいは行政事務としての利便ということも考えまして、なるだけ多くの免許人の皆さんに口座振替を

利用していただきたいというふうな考えておられます。申し出がある方につきましては基本的にはそのことで承認するという考え方をとっておりません。

ただ、過去に電波の利用料の滞納を繰り返しているような免許人の方でありますとか、あるいは口座振替の取り扱いを行ったとしても納付がされない可能性が高いという蓋然性が何らかの格好で推測されるような場合、このような方については納付は確実であるというふうには言えないと考えておられます。そういった場合には口座の取り扱いを拒否するということになるだろうというふうな考えです。

それからもう一つは、徴収上有利という観点がございます。そういう意味では行政及び金融機関の事務の効率を上げるといふような観点から、一カ月といった一定期間内に債権が発生する電波料を一括して特定の日に処理するというのを考えております。そういった意味では、個々の免許人の方のみならずこの月でもこの日でなければだめだといふような、別の日に納付するといふようなことを申し出た場合には、これはそういう形で効率が上がらないといふようなことで、そのことのために別の処理をしなきゃならぬということですのでコストもかかるというふうなことで、そういった場合には徴収上有利ということとは言えないといふことで口座振替の取り扱いをすることができないといふこともあるかというふうなことを考えております。

ただ、基本的には納付する方の利便あるいは行政事務の利便ということから積極的に承認してお願いしてまいるつもりでございます。

○岡利定君 最後でございますけれども、事業法の絡みというよりも、電気通信料金関係でちょっと一点だけお伺いして終わりたいと思います。

公共料金規制との関連でよくブライスカップの導入ということが言われますけれども、郵政省の考え方についてお伺いしたいと思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ブライスカップ制というのは、イギリスあるいはアメリカの一部で取り入れられておりまして、これについて電気通信分野でもどうかというふうな話があったりもするところでございます。

ただ、基本的には、ブライスカップというように頭の部分を抑えていくというふうな言葉があらわしているのとおり、物価上昇率の高い、公共料金を値上げしていく上限を一定のところで抑えるという意味でありまして、そういった意味では、大ざっぱに申し上げますと物価スライド型の規制方式ではないかというふうなことは受けとめております。そういった意味で、値上げをしやすいためということがあるだろうというふうなことから、場合によつて消費者のある意味の負担において過大な利潤が発生するとか、そういうようなことも問題点と指摘されてまいります。

ただ、現実の動きを見てまいりますと、例えば一番早く取り入れたイギリスでございますが、イギリスでは競争的な部門では値下げを行うけれども独占的な部門では値上げを行うと、どちらかというと独占的なところでほとんど値上げをしていくというふうな傾向が見られて、そういう意味では値上げの動きに非常に安易にできているというふうな受けとめております。

アメリカの動きというものは、一九八九年の七月からブライスカップを州際、国際部分に導入いたしておりますけれども、これも導入までは料金が下がってきておりましたが、導入後横ばいになり、その後上がるというふうな動きになってきているという事実もあります。

そういった意味で、私も日本の電気通信というものは一〇〇%独占であったところから競争政策を入れて、自由化して競争をしていただく。競争を利用していただく中で、一つには料金を下げて国民の利用者の皆さんになるだけ多彩なサービスを提供していただく。もちろん技術革新というふうな背景もございしますが、そういうふうなことで、基本的には一九八五年に法改正をして電気通信の政策

の中に競争を入れたときは料金を下げていくという方向になっている。そういう意味では現在も料金を下げる方向にずっと動いてまいっております。

そういった意味から、我が国の場合にこの電気通信の部分にブライスカップの規制を導入するということとは、利用者の利益という観点から見ても適当ではないかと思つて、慎重な検討を要するものというふうな考えているところでございます。

○岡利定君 先ほど大臣にも御答弁いただきましたが、いわゆる電気通信分野における規制緩和の実情あるいは考え方というふうなもの、あるいは今の料金のあり方についてのブライスカップ制の問題点というふうなものについてよく理解できなかつたわけでございますけれども、一般的にはまだ十分にその辺のところが状況というのが理解できていないで、ここが問題だといふようなことで指摘されている面も強いような感じがいたします。そういう意味で、大変重要な問題でございますので、今後とも郵政省としてもその辺、国民あるいは関係者の皆さんに十分理解されるような御努力をぜひともお願いしたいと思つた次第でございます。

質問を終わります。

○及川一夫君 今回提起をされている規制緩和問題と電波法の一部改正については私も賛成をする立場で質問したいというふうに思っています。

第一の質問は、直接郵政省に関係ないかもしれませんが、しかし日本の国という前提に立ちますと、世界という代名詞がつかますと我が国ということの前提に立ちますから他人事ではないなというふうなふうに思ふんですが、世界の都市博覧会の開催問題について、青島さんが当選されたこともあって、公約として中止ということを出しておられます。大変な騒ぎになっているようなんですが、郵政省が監督指導されている傘下の企業群の中にこの世界都市博覧会に出展をしたいということを決められている企業というのはいくらあるん

でしようか。ないんでしようか、あるんでしようかということを含めてお答え願いたいと思つた。

○国務大臣(大出俊君) 郵政省が直接ということはないです。

傘下という意味で今お話ございましたが、NTT初め幾つか開いてはおりますけれども、そこらのところはまた後でお答えをいただきたいと思つておられます。

今のポイントになっている世界都市博覧会の中止という問題、及川さん御存じのように、私は横浜で飛鳥田市政というのをやってきましたから、今のみならず高い建物が出てまいります。これは飛鳥田の六六公約の一つが目にみえ、21地区なんですけれども、実は非常な目に遭ひまして、パブルが崩壊したらあそこに出てくるというたぐさんの企業がほとんど二の足を踏んでしまつて、それを今度は逆に行政の側から出てくれと言つと、当時約束していた権利金その他を三分の一以下に減らせと言つ。片っ方であつたことなんです。

三菱地所さんがあのランドマークタワーをおつくりになつたんですけれども、何とかあれをやつていただかぬことには始まりませんので、あの中に取戻さうとお願いしたいきさつもあり、幾つもの問題があつて決着のつかないままになっているものもまだある。厚生省から年金会館の少し立派なものをというのがあります、五十番というあの中地域にと思つて私もいろいろ話をしたんですけれども、ここまでくると地価が合わないというふうなことで、本当にそこらじゅう支障だらけです。

だから、やめちまおうという公約をなさつていなる新知事のやつておる形、それに対して中途半端になっているところの悩み、別な角度で中絶半端も経験者でございますから両方ともよくわかるんです。しかし、今郵政省としてどうするかということになると、実は東京都のことでございまして、

何とも物の言いようのない立場に郵政としてはある。

郵政傘下で手控えているところなどもあるようでありすが、そこらで何か私どもでお手伝いができるということが出てくれば積極的にひとつ、お困りにならぬようなことが考えられるんならでさるだけ積極的にまたお手伝いをしなきゃならぬと思っておりますが、それ以上は今のところ省の立場では申し上げかねるというのが実情でございます。

○及川一夫君 大臣がお答えになったとおりだと思います。

ただし、中止をすればしたなりに、外国の皆さんも出展をされるということがあるわけですから、これはやはり信用度、信頼度の問題にかなり結びついて論議されるであらうでしょう。ある国では中止をすれば損害で法外な賠償を求めるということだって出てくる。だから、一説によれば中止をすれば損失一千億を超える、こう言われているように、一千億で終わらないかもしれない。それでもって青島さんがおっしゃる膨大な赤字を抱えるということの収支決算というのは一体どうなるんだらうというように考えると、私自身も悩んでしまいます。

恐らく、郵政省は大臣がお答えになったとおりなんです、私が手にしている問題としてはNTTとそれからデータ通信とIDO、これらが出展をする。まさにマルチメディアの壮大な実験工房というような形で出展を決定して、三十億既に出資をする方針を決めて、現在もう三億ほど使用しているし、また建設のために建築会社に委託をしたり、あるいはマルチメディア関係をどう拡大にいわば紹介するかということで、その筋の会社にも依頼をして仕事が始まっているというさなかで中止ということですから、これはどうもただごとではないなというふうに分分迷っておられるようでございます。したがって、これは国の名譽にかかわってくるんじゃないかということを含めると、郵政省もそのうち黙っておれなくなるんじゃないかという思いもありまして御質問を申し上げます。

やはりこの際、青島さんの意思は意思として、東京都民のみならず国民全体がわかるように僕は説明をしてもらわなければいかぬし、一たん議会で決めたこと、そしてまた議会でことしの予算にもう既にそのためのお金も盛り込まれているという現実、そして博覧会だけで終わらないでいわば臨海副都心全体の産業、経済、さらには雇用の創出問題を含めての話になっているようですから、青島さんがどの程度事前に調べられて公約されたのかわかりませんが、若干、「スーダラ節」じゃないけれども、「スーダラ節」は青島さんがつくられたそうですが、無責任という言葉があるんで、そっくりそのまま青島さんに返っていったらそれこそ政治生命をなくされるんじゃないか。

だから、これは物のよしあしについては慎重にやらなきゃいかぬということ前提にしながら、ある意味の提言というものを時期を見てされるべきではないのかなと。これは郵政省というよりも政府全体ということに僕はなるんだらうと思えます。ある一定のアドバイスというものはして、助け合わないといけないんじゃないか、こんな感じがいたしますので意見として申し上げておきたい、こういうふうな思いです。

第二の問題として御質問したいのは電気通信審議会の問題でございます。既にさまざまな問題の検討に入つたと言われますが、今、電気通信審議会に諮問される課題というのは何かということをもまず端的にひとつ聞きたいと思えます。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 電気通信審議会に諮問させていただく課題というのは、私ども折々に触れてたくさんあります。ルーチン的なものに始まりまして、現在、大きな課題として、先般、四月六日にいわゆるNTTのあり方についてということで平成七年度において宿題になっておりますことについて諮問をさせていただいたところでありまして、さらにまた、いわゆるGII、グローバル・イン

ンフォメーション・インフラストラクチャーと言われるような国際世界での情報通信基盤整備のあり方についてというのにも既に諮問をしております。これにつきましても今審議をさせていただいている。そういうことでルーチン的なこと、あるいは現状を踏まえての問題ということで諮問をさせていただいていっているのはございます。

先生、今、電気通信審議会とおっしゃいましたのでそのことについて申し上げましたが、技術的なことにつきましては電気通信技術審議会というところにつきましてもいろいろ角度から諮問して御検討を願っている。あと、電波専門のことについては電波監理審議会というのがあるものから、それからまた御検討を願っているというところがございます。

ただ、電気通信審議会ということにつきまして、先般、四月六日にNTTのあり方について諮問したということにつきましては、ほぼ一年程度で御検討をお願いするというようなことと、今の日本の情報通信産業全体を多面的に御検討願って、その中でNTTのあり方について答申をいただくということをお願ひしているというところから、ここでの審議や検討というのが大変重い課題になっているというふうに思っております。

○及川一夫君 公取の方にお話をいたします。

NTT関係で今局長からお話ございましたが、公取でもNTT関係の経営形態問題について検討に入つたという新聞の報道がございますけれども、どういう観点で検討に入られているんでしょうか。それをお聞きいたします。

○説明員(寺川祐一君) 御説明させていただきます。

私も公正取引委員会では、従来から電気通信分野におきます公正かつ自由な競争の促進というのに重大な関心を持っております。特に、基本電気通信業につきましては独占禁止法第二条七項に規定されております独占的地位に係る監視対象事業分野となっております。その需給、価格動向等につきましてもその監視に努めているところで

ございます。

また、昭和六十一年から情報通信分野競争政策研究会というものを開催しております。そこで市場競争のあり方、競争政策上の問題点、規制の問題点などにつきまして、経済及び法律の学識経験者の方々にお集まりいただきまして、理論的、実証的かつ政策的見地から検討していただき、何回か報告書を取りまとめ、公表してきております。

最近におきましても、電気通信分野につきましても現在技術進歩が著しく、競争も進展してきているということから、またNTTへの集中度も依然として高いという寡占的市場であるということ、それからさまざまな政府規制が行われている、このような中で公正取引委員会は同分野における競争実態を把握するための調査を行っているところでございます。また、調査を行いつつこれを踏まえまして、本年に入つたところで情報通信分野競争政策研究会を再開いたしました。電気通信分野における現時点での競争政策上の問題点について検討していくということにしております。

この競争政策上の問題点の検討、それからそれに密接に関係している規制の問題を検討していくということも基本的に考えておりますが、その一環としてNTTの経営形態のあり方というもののその視野に入ってくるというふうに考えております。

ただし、この研究会におきます検討結果を取りまとめるかどうかという問題も含めまして、今の時点ではその最終的取り扱いについて方針が決まっているというわけではございません。

○及川一夫君 若干私も勉強不足ですけども、公取委の研究の結果がまとめられて、これは法改正が必要であるというようなところの結論を得た場合には、公取委としてはその先の問題はどうかうんですか。何か法案でもつくって提案するという形をとるんですか、とらないんですか。

○説明員(寺川祐一君) 今御説明させていただきましたように、今後の取り扱い、この研究会での検討の方向というものはまだ定まっております。

ので、その後の対応ということについても明確に決まっているわけではございません。その意味で、ちょっと現時点で、どのような対応をとっていくかということについて今の時点ではお答えできる状況にはございません。

○及川一夫 局長、ちょっとお伺いしたいんですが、電気通信関係と仮に限定して物を考えた場合に、現状ではまずい、したがってこう改革しなければいけない、それが法律に關係をすれば法律の改正案を郵政省としては提案しますよね。公取委で法案を提案されたというのは僕は余り聞いたことがないんだけれども、おおむね大蔵関係から流れて法案提案という形をとるように思うんだけれども、同じNTTの経営形態問題に關連をして一定の結論が公取委としてできたという場合に、問題点があった場合には公取委は、郵政省として法案を提案するとか大蔵関係の仕事は別だろけれども、どうもその辺が、研究されることはわかるんですよ。わかるんですが、問題点がはっきりした、ここを変えなきゃいかぬというときに、一体その先はどうなるんだろというところがちょっと疑問なんだけれども、これはあなたの権外からしめぬけれども、どう理解されていますか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 公取が取り組まれる研究会、そういった方がどういった形で取り運ばれるかということにつきまして私がある申し上げる立場にはないというふうに思いますが、私も郵政省の電気通信を担当している立場から申し上げますと、そもそもNTTのあり方は政府の宿題と平成七年度にはなっているものでございます。これも閣議に報告しながらこういう形になつてきたものでございまして、この後審議会等あるいは関係方面の検討が進みまして、政府として一定の結論が出たならば、それに基づいた具体的な、例えば先生御指摘の法的措置等が必要だということになってまいりますと、私も政府部内のコンセンサスを得て郵政大臣の責任において提出するものというふうな受けとめているところでございます。

○及川一夫 君 おおよそそういうことになるのかという私も理解をいたしますが、特に公取委で検討に入られることは重要なんですけれども、五年前の状況と今日の状況、電気通信が置かれている状況というのは大分違うわけです。したがって、単に競争原理、寡占体制等々から見た、それだけでもって経営形態というものがいじられていくのかどうか。

むしろ、これから電気通信産業というのはどういう発展をするのか、過程を通るのか、そこにはそれこそ今論じられているような放送と通信の融合という問題もこれあり、あるいはマルチメディアと言われる条件というのは国民生活と直接かかわって一体我々の生活はどう転換していくのか、陽の部分と陰の部分があるというような問題まで含めて、そういう事業体をどこがどのように分担し合うことがより正しい発展になっていくのかという観点を含めての僕は議論にもなっていくように思っています。

そんなものですか、公取委の皆さんに別に注文するわけじゃないけれども、ぜひそういった角度を含めて研究されるように私は要望しておきたい、こういうふうな思っています。ということで、公取委に対しては以上でもって終わりたいと思えます。どうもありがとうございます。

それでは続けますが、電通審議会ということになりますと、これまでそうだったんですが、また前々回の通信委員会でも多少問題になりましたが、会長さんが前回は日本高速通信の大株主という方でありました。今度は那須先生にかわられたんでありますけれども、これもまた東京通信ネットワークの大株主、こういうことになっておりまして、電気通信市場の競争企業の大株主というイメージはどうしても消えようとしても消えないんでありますけれども、今回会長が東京通信ネットワークの何か役職をやめられたとかいうふうなお話を聞くんですけれども、そういう変化はあるんですか。

の担当でございますので、今ははっきりしたことを私申し上げられませんが、先生今お話のありましたとおり、私の記憶で申し上げますと那須電気通信審議会会長は就任に当たりまして東京通信ネットワークの非常勤の役員は辞任されたというふうな承知をいたしております。

○及川一夫 君 あわせて、会長を引き受けるに当たりまして公平中立ということを宣言されたというふうにもお聞きいたしておりますから、那須会長自体はやはり世間一般から見られるイメージというものをよく熟知しておられて、みずからの発言、行動にも注意していかうというお考えを持っておられるようですから、それはそれとして正しく受けとめたい、こう思っております。

ただ、今度はこの審議会を運営していく上に当たりまして、郵政省という事務局の役割も大変なものがあるんじゃないかというふうに思っているし、悪く言えば目的意識的に郵政省が一つの目標を立てて、案をつくって、そして事実上は運営していくというふうな、そういう御批判もあるんです。

私は、新聞の解説記事ですからここまで信頼しているのかということはあるかもしれませんが、前々、五年前の電気通信審議会のNTTの経営形態にかかわる問題での答申に際して、どうしても賛成できないという人が何人かあった、しかしまとめなさいといかない、審議会満座の中でよろしく願いますというふうな郵政のお役人の方が土下座をしたという記事があるわけですよ。そんなことまでして郵政の意思というものを通さなければならぬのかどうか。一体、審議会というのはいかに性格のものだと疑問を持たせるような記事が率直に言っているわけですよ。

私も別に前提をつけて物を考えるつもりはない。もう新しい時代ですから、単なる民営化反対とかあるいは分割化どうのこうのとかが、それだけでもって終わらせるような、何かそれ自体がありきというふうな、そういう前提で私はもう議論をすべき時期じゃないという気持ちで率直に言っています。

で持っているわけです。

だから、そういうことのないようにということと、郵政大臣もおっしゃられたと思うが、事務次官もおっしゃられているようだが、要するに今回は白紙で臨むという言い方があるんですね、審議会には白紙で臨むと。じゃ、今回は白紙で臨むというのなら前回は白紙でなかったのか、何か意図が働いてやったのかとすぐオウム返しに聞きたくなるわけだけれども、今回白紙で臨むというふうに発言された、またそういう事実があるとすれば一体どういう意味を持って言われたのかということについてお尋ねしたいと思えます。

○国務大臣(大出俊君) 私は白紙でというふうな申し上げましたが、前回は私が大臣じゃございせんが、ともかくいろんなことがあると。那須さんにも私お目にかかりましたが立派な方です。御自分もそれなりのお考えがあらになると思うんです。私もTTNetの役職をおやめになったと聞いております。

ですから、とにかく大変な周辺の違いもある、おっしゃるとおりですよ。答申が出たのは昨年の五月です、ブラッセルでああいう会議までありましたし、非常に大きな違いがございまして。日本の立場というものははっきりしてきているというふうに思っております。

そういう意味で、いろんなことがありますけれども、一切そういう予断、先入主を持たずに、審議会に諮問をする以上はお任せをしてひとつ十分な御議論をいただく、そういう意味で白紙で。これは私が局長にも、じかに皆さんに、とにかく予断は一切お持ちにならない、色をつけなさん、すべて白紙でいってこれというわけで御了解をいただいて私はそう言っているわけですから、五十嵐さんにも白紙ですよと、よろしくございまして、こういうことで私は申し上げているんで、前回は関係ございせんので、全く白紙でございましてからそういうふうにお受け取りいただきたい、こう思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 審議会のことにつ

きまして先生から今幾つか御指摘いただきまし
た。事実関係だけ若干申し上げさせていただきます
というふうに思っています。

まず、審議会の関係は、今後、総会で審議会の
中に特別部会というのが設置されることになりま
して、特別部会は審議会の先生が十三名、専門委
員の先生が九名入りまして第一回目が始まったと
いうことで、そこで集中的な審議が始まるという
ことが一つあります。

それから、審議会につきまして、事務局のあり
方ということについて先生御指摘ありましたこと
ですが、そういう意味の推測を、あるいはあらぬ
予断を持たないようなことというように、これもこ
れありまして、特別部会が終わるごとに部会長が毎
回記者会見をやっております、どういふことが
議論になっているかということをおープンにす
る。もちろん、だれがどういふことを言われたと
いうことは議論を活発にする観点から適当ではな
いということと固有名詞をおっしゃってはいない
ということですが、どういふ議論があったかとい
うようなことについてオープンにされているとい
うことでございます。

それからもう一つ、新聞記事のことで、前回の
答申を出されるときに反対の先生方、これに満座
の中で土下座をしたというような話があったとい
ました。私もあの記事を見て大変びっくりしたんで
ありますが、当時私は電気通信事業部長でございま
したので、審議会の状況等は逐一把握をしている
者の一人でございます。そういう観点からはま
ことにあり得ないことであつたというふうに思っ
ておりまして、私ももちろんその新聞社に具
体的なことについて聞いただしてるところであ
ります。

私もちょっとつかあの新開を読んだんです
が、前回の五年前の審議のときに土下座をしたと
はどこにも書いてない、こういうお話のようです。
審議会のどこか全然、そのときのことを言ってい
るのではない。いつのときかというの具体的
におっしゃってもしないんですけれども、私ど

もが担当するところで調べた限りはそういったこ
とはありません。もし、正直なことを申し上げま
して、そういうことが本当にあったとしたらその
ときに話題になっているはずだというふうに私は
思っているところでございます。

あと、白紙のことにつきましては大臣からお話
のあったとおりでございますが、私自身も最初に
三月二十七日に記者会見をいたしましたときに白
紙で臨むということをおっしゃいました。といいます
のは、幅広い観点から情報通信産業全体を検討する、
国際的な分野等々もございまして、そういった中で
結論を出していただくという意味を込めて私ども
白紙というふうに申し上げました。

もう一つ加えて申し上げるならば、世の中に出
される記事等に、言ってみますと対立的な構造で
物をとらえたり、アプリアリにいたしますか、も
う先手を打ってこういふ考えでいる、こういう考
えでいるというのを書かれるものですか、そう
いう意味もありまして私どもとしては白紙である
ということをおし上げていくわけではございません
て、別に前回白紙で臨んでいないというものでは
ございません。

○及川一夫 期待どおりのお答えがございまし
たからそれでよろしいんですが、どうしても言葉
というのは今回はと言えは前回とはということにつ
ながってまいりますから、特別に意図があるとは思
わなかつたんですけれども、特に郵政大臣が大
出先生ですからよろしくおっしゃるわけですか。だ
から、恐らく純粋な対応をしようということをお
っしゃられたというふうに私自身は受けとめており
ます。

それから、今回この部会は宮崎さんという方が
担当されることになっておりますし、もう既に宮
崎さん自身は検討に当たつての基本的な姿勢とい
うものを出されております。非常に結構な話だ
と思うんです。

私は、やはりさつきの土下座した話とかあとい
う話が、あらぬことがあるように言われるのも、
結論的に言うと、やっぱり審議会というものの透

明性というか公開性というか、これが余りにもな
さ過ぎるからではないかというふうに率直に言っ
て思っています。結論だけ出てきちゃって、審議経
過なんというのほとんど途中経過も明らかにさ
れない。後で質問で聞く、そのときはもう既に結
論が出ていますから結論を揺るがすような答弁は
絶対出てきませんよ。これは、したがって、やっ
ぱりお互い消化不良を起こすということになりか
ねない問題だと私は思っているわけです。

毎回問題になるんですが、電通審議会にしろ、
ある一定の条件は付せられたにしても、途中経過
の公開というのを方法論を含めながら何かそうい
うすべがないのかということ率直に言つて私は
思うんですけれども、五十嵐さんは局長としても
新進気鋭なんだし、これからあなたは電気通信を
しよつて立つんだらうと思うから、そういうあら
ぬ誤解を受けぬ方法、方策をやつぱり考えるべき
時期ではないのか。

アメリカ議会の関係を考えても、この種問
題だったらとことん関係者、関係企業を呼んで公
述人的に徹底的に議論がやり合いますよね。やり
合うというのは少し語弊があるかもしれないが、
要するに物事は何が正しいかと。おれの見解はこ
うだがおまえの見解はこうだ、おれのはもつとこ
ろが違うというふうなことで、それを詰めるため
の議論を公開でやるんですよ。ああいったことが
全くできないわけでは。

審議会の会長をここへ参考人と呼びしてい
るお聞きするということわけにもいかなしいし、や
つたことがあるかどうか知りませんけれども、そう
いふこととか、部会長さんにひとつ中間報告をお
願ひするとか、そういうことなんかについていろ
いろ方法論はあると思うんだけれども、少し透明
性、公開性を高めるための方策というものを考え
られないものでしょうか。これは、大臣も大変で
しょうから局長でよろしいんですけれども、いか
がですか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 私どもの立場は政
府の一員ということで、この問題が宿題になって

いるということで政府としての検討を加えるとい
う立場にあるわけでありまして。

具体的な審議会の運営につきましては基本的に
は審議会がお決めになるということですが、今、
先生の御指摘のようなことが第一回目の特別部会
でも審議会の先生方の間でも一定の話題になりま
して、なるだけオープン性を持たせたいとか、そ
ういふ議論になりました。

具体的な第一回目のときの取り組みとしまして
は、今後、審議が行われることに記者会見をや
つて、どういふ審議があったかということを公開し
ていきましようということになりまして、宮崎部
会長が第一回目の記者会見をやつておられます。
したがって、先生今御指摘のように、そこ
で宮崎先生の考え方、スタンスのような話が出た
のではなからうかというふうに思つております
が、そういう意味でこれは今までの審議とはかな
り違った様相になっていると思ひます。どうい
うことが先生方の中で御議論になっているか、何を
やつていられるかということ、少なくとも新聞記者
の皆さん等々の前では明らかにするといふ措置を
とられたところでございます。

あと、私どもとしては、政府部内で進めるとき
にさらにオープン性を持たせることにどういふこ
とがあるのかというの検討はしていかなければ
ならないというふうに思つておりますが、政府部
内にありましては当面は審議会に御検討をお願い
していくというところで、今申し込んだ進み方では
なからうかというふうに思つております。

なお、もちろん一定の経過を踏まえて、関
係の御意見のある方々からは幅広く御意見を
伺つていくというふうな場もつくっていくという
ことにはいたしております。

政府部内としてはそういう取り組みをしてまい
りたいというふうに思ひますが、議会との関係で
は、これ三権分立の問題で、私とやかく申し上げ
るものではないというふうに考える次第で
ございます。

○及川一夫君 ぜび工夫してもらいたいと思うし、一番最後に局長がお答えになられたことなんかはこれから我々も各党の皆さんと御相談をして、重要な案件であればあるほどそういう扱いというのは民主的に扱った方がいゝと。それからまた、審議をされた方々の意思というものは我々はやっぱり尊重しなきゃならぬ立場だろうと思うんです。そういうものを尊重する立場に立つてまた意見を交わすということは非常に私は重要だと思ひますので、ひとつぜび今の線で審議会の方でも御検討されるようにお願いをしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思ひます。

それから、審議会の運営は会長以下、部会長を含めておやりになるんですが、率直に言つてNTTの経営形態、それから競争のあり方、新規参入の仕方、それから現状の会社法というものがNTTだけに適用されてはかには適用されない、したがって規制がある、ないという問題が非常に私は大きな問題だろうと思うんです。いずれにしても、民営化されて十年間経過しているわけですから、その十年間には郵政省のさまざまな指導もあり、同時にまた国会でつけた注文もこれあり、いろいろなことをやられてきたと思うんですが、私はこの十年間をどう総括をするのかというのは非常に大事な問題ではないのかと。とにかく、民営化反対、賛成から始まって民営化に移行した、民営化に移行した後、五年たつて事業部制の導入を図つていったという経過とか、そういう経過で、それに基づいてよかれあしかれ努力しているわけですね。

したがって、その結果は一体よく動いてきているのか、全く悪い方向で到達しているのか、そういう物の見方、考え方、数量的資料に基づいてやっぱり審議会自体だって私は検討されるべきだといふふうに思ふんですが、事務局としてそういう考えがあつて、そしてそれを審議会の皆さんに提起した場合に受けてくれるかどうかということもあるんでしようけれども、私は少なくともそういうことをすべきではないかというふうに率直に思ふ

んですが、いかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回、審議会が御検討いただくということにつきましては、さかのほりますと五年前の見直しの際にいわゆる政府の措置というのが決まりました。その中で、平成七年度においてNTTのあり方について検討を加えた結論を得るということになって、今始めていただいたわけでありまして、その中で、先生今お話しのことについても幾つかの項目があります。あるいはNTTの合理化についても幾つかの項目があります。あるいは研究開発というふうなことに

そういう意味では、一体この五年、十年というか五年といひますか、政府措置ができてからは五年です、NTTのあり方の検討に当たつて、審議会の中である意味で当然作業プロセスとしてそれがどういふものであつたかということの結論を出していくに当たつて評価をしていただく作業はやはりお願いしてまいらなければならぬのではないかとこのように思つているところでございます。

それから、ただいま先生から一体よくなつていのか悪くなつていのかというふうな意味のことがありました、当時、政策目標としてありましたという電気通信の制度改革のこの二つの目標を考へてみますと、その方向には向かつているもの、そういう意味ではよくなつてきている、国民利用者の立場から見ても料金は下がりがサービスは多様化してきているということではよくなつてきているというふうに考へることができるところというふうに思つております。

ただ、先ほど申し上げましたような状況に加えまして、先ほどから先生の御指摘もあります、情報通信産業を考へるに当たつては、通信と放送の融合のことでありまして、マルチメディアの問題でありますとか、あるいは光ファイバー等による情報通信基盤の整備でありますとか、そういう

新たな動きというのがどんどん出てまいつております。まさに情報通信産業も、昭和六十年の改正のころにはトータルで十兆円強ぐらいで、GDPに占める比率も三強でございましたが、九三年度ぐらいで見ても三兆八千兆円を超える状況、それでGDPに占める比率も四割に近づいてくるという状況になっております。そういう意味では、だんだん産業としてのウェイトもまさにこれからの産業の中核に座るようなそういう状況になってまいつております。

そういうことも踏まなければなりませんし、あるいは世界的な潮流という意味ではやはり競争政策といった側面もあります。そういう面で、私どもとしては、その政策を進めるといふ意味で具体的には接続の問題とか、そういうこともありまして、幅広く審議をしていただくということが必要であるというふうに考へております。

そういう意味でも、これまでのことについての評価を重ねながら、さらに今後の動きということも視野に入れて、審議会の先生方には多面的、巨視的な形で御検討をお願いしてまいりたいというふうに思つております。

○及川一夫君 ぜびお願いしたいと思ひます。それで、通信に関する現状報告、白書が郵政省で出されておりました、これは非常に貴重な文獻という資料というか、そういうものになると私は思ふんですね。ただ、分厚いのかどうか余り正確に読まれない嫌ひが僕は率直に言つてあると思ふんです。

例えば今の現状、NTTとNCCとの関係なんかについては依然として象とアリ論というのがあつて、だから分割しなきゃいかぬのだというふうな議論に発展しているわけですよ。ところが、一休象かアリかというのは、当初出されたときにNCCはゼロに近いですから、ですからNTTの総収入というものを対比したら全く問題にならないという事は事実だと思ふんです。しかし、十年たつた今はどうかということになつてくると、確かに総収入対総収入で比較すると一対

九の割合ですよ。だから、僕はアリではないと思ふが、アリとみんを言つてゐるわけですよ。

じゃ、対比は総収入対総収入でいいのかということになると、一休競争分野というのとはどこだという発想で物を見ていくと、長距離でしょう。長距離部門の競争ということに実はなるわけですね、この通信白書でも数字を見ていくと、NTTの長距離とそれからNCCの長距離回線というものから受ける収入というのはどのぐらいかということになると、四千七百四十六億対一兆一千三百十七億なんですよ。そうすると、とてもじゃないが一對九の割合じゃなくて、三・五対六・五あるいは四対六という数字に実はなつていくわけなんですよ。大体四〇%の収入でシェアを持つてゐるところをアリというふうに呼ぶのはおかしい話じゃないかというふうに私は思ふんです。

だから、そういうふうに対比の仕方なんかについてもよりよく正確に、せつかく通信白書を読まないといふことは非常に問題で、宣伝のための宣伝というか、あるいは問題点をオーバーに突くために利用するといふようなことであつては私はならないというふうに思つてゐる。そういう意味を含めて、料金の値下げ問題だつても一兆円ぐらいになるわけでしょう。一人当たり幾らになるかとか、一加入当たり幾らになるかと、みんなこれは数字出ているわけであつて、そういうものを少し小まめに整理をされて、論議をされて、本当に競争関係といふものを、サービスの強化、効率をよくしていくためにどうあるべきかという議論にしていかないと、努力している者の気持ちを受けないと、努力している者の気持ちを受けないといふことに私はなると思つてゐます。

したがって、局長がお答えになりました、審議会でもさまざまな角度で御意見を伺うことになつてゐるというわけですから、ひとつ当事者の意見というものを十分に聞いていただくようにしていただきたい。そして、批判は大いにやつてもらいたいし、問題の指摘も端的にしております、その

ための改革をどうするかという気持ちを一緒にした議論になるようにお願いをしたいというふうに申し上げておきたいと思ひます。

次の問題に移りますが、法案そのものの問題でございします。

規制を緩和するというふうにおっしゃられるわけですから非常に結構な話であります。ただ、規制緩和するといつて約半数ということ言われているんですけれども、今あります各種料金、その半数は認可制を届け出制に変えるというんです、意味はわかっても、一体それはどれだけの価値があるのかというのはこれだけでは正直言つてわからないし、とりわけ野党の皆さんが規制緩和を十分と、こういう御批判がある中で、それにこたえ得るだけの改正案にこれはなっているんだらうかということが私どもにはよくわからない。その点をどう説明されますか。

【委員長退席、理事大森昭君着席】

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回改正をお願いしておりますこの法案は、先ほども申し上げましたように、昨年の七月五日の規制緩和推進要綱、閣議決定に基づくものでございします。そういった意味で、規制緩和ということも私も申し上げておりますが、今回の改正によりまして事業者の方の認可申請が届け出に半数変わるというようにことから、その意味での事業者の負担の軽減が出てくる、そういう側面での規制緩和ということでもあります。

一方、公共料金でございしますので、基本的には消費者、利用者の利益、権利の保護ということも重要なことでございまして、その限りにおいて事業者の負担を緩和していくという考え方をしているところでございします。

【理事大森昭君退席、委員長着席】

そういった意味合いにおきましては、国民生活、国民経済にかかわりの深い基本的な料金であります例えは電話の基本料とか通話料とか施設設置費あるいは番号案内、こういったものについては基本的な原則であります認可にとどめるといふこと

が消費者保護という観点から適切ではないかといふふうに考えております。

一方、比較的用户の利益に及ぼす影響が小さいというものについて届け出制にするということ、その負担を緩和する措置をとらうというものでございします。

私も、率直に申し上げまして、そういった利用者の保護という観点だけから見た場合には届け出制に持つていくことの問題点というののもそれなりにあるであらうというような観点、一方、事業者の負担というようなものを緩和するという観点の規制緩和、その調和をどこに求めていくかということ、今回政策展開をさせていただきたいというふうに考えております。

先生おっしゃっている御趣旨も数量的に示せといふふうに出ておられるものとも思ひませんが、なかなか現段階でどういふ形で数量的に負担軽減あるいは行政事務の軽減になるかということ、申し上げることはできないところであります。が、今回、先ほど申し上げましたような趣旨で、何はともあれ消費者に影響を及ぼすところの比較的小さいものについて届け出制ということ、スタートをさせていただきたいというふうに考えているところでございします。

○及川一夫君 結局、国民生活に影響の少ないところ、ここにのみそがあり、少し極端な言い方をすればちょっとそがあるんじゃないかという感じがする。つまり、規制緩和でない規制緩和じゃないのと、こう言いたくなるんですよ。

私はこういう表を持っています。これはNTTが料金全体を網羅しているものらしいんですけれども、その中で今回郵政省が規制緩和をされるというのはこの白い部分です。これを全部届け出にすると、それで、この黒い部分、これは基本料金関係ですが、この部分は認可制で残すというのだと。そして、国民生活、経済に影響の大きいものとしてこの黒い部分を認可制にするが、用途限定・ユーザーへの影響が低下したものである届け出制にするという理解に立つて整理をし

たらしいんですね。だから、確かに数の上では百五十種類ぐらいいあって、そのうちの半分ぐらいいなるでしようといふふうに言われているんです。が、実際問題として、本当の意味で料金の自由化といひますか、あるいは認可じゃない届け出制にするという本当の効果というのは一対九、一〇対九〇の割合と。九〇が残されて一〇が届け出で緩和されたという料金の性格論からいくと、そういうものだと。一人一人の加入者に、ユーザーに影響というものがほとんどないものが届け出になつていく。逆の見方を私はするわけです。

ですから、もう時間がありませんから端的に私は提起したいんですけれども、料金値上げというのは確かに大きな問題があります。だけれども、その料金の本体自体についても、例えば鉄道、航空運賃あるいはガス、水道、法律改正したものがあるように、割引運賃といふことで、大体本体が決められた料金の枠内で、あるいは総収入が減らないようにとか、いろんな一定の条件はついているけれども、五〇％方割り引きしてもいいよというような法律改正の問題とかしたのも実際問題として存在しているわけですね。ところが、郵政省の方は俗に言う料金、つまり基本料金について一切認可制ということになっている。こういうことであつていいのかどうか。

とりわけ、私の方から言わせてもらえば、値下げ問題といふのまで認可の対象にするといふのは一体どういふことなんだろうと。値下げを喜ばないユーザーの方はおられない。また、政府だって一生懸命値下げをするように推進をしてきている。それを一々認可でもつていいとか悪いとか言うのは僕は余計なことじゃないかと。問題は、値下げをして会社が倒れれば、それは社長の責任であつて、株主に対してどういふふうに責任を持つかといふのはそれこそ会社の社長の責任、自主性ということになつていくじゃないか。整合性の問題はありますよ。しかし、それは改善命令といふことで郵政省が、郵政大臣が権限を持っていると

いうことであれば、そういう事態については改善命令を出せばいいといふふうに考えると、値下げといふものについては認可の対象にしない、届け出にするといふことが僕はあつてもいいのではないかと。

しかし、今回の法律でそうしろといふのは無理なやうですから、恐らく規制緩和の問題はこれからも続けられるといふことを考えると、次の段階はその辺まで行かなかつたら規制緩和をしたことにはならないといふように私は思ふんですけれども、そういった点はいかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 規制緩和にどういふ観点から取り組むかといふことについては幾つかの考え方があるものといふふうに思ひますが、先ほど申し上げましたように、電気通信料金といふのは言つてみますと公共料金といふことで国民生活に大変関係のあるものといふ形になつております。そういった意味では、まずは消費者の保護という観点が大変重みを持つものといふふうに考えております。

そういった意味では、今回の改正といふのは事業者負担という観点から踏み切るものでございしますが、先生御指摘の他の公共料金を担当しているところの制度といふのを見てもいろいろと、例えば鉄道事業にあつても基本的な運賃といふのはやはり認可になつております。ただ、割引といふやうなことにつきましては事前届け出制になつていくといふのは先生御指摘のとおりであります。この鉄道関係の割引といふことについては大変歴史がありまして、周遊券等々に始まる割引なんといふのは昭和二十年代からもう既にやつていっているやうな料金でございします。一方、電気通信の関係の料金といふのは、割引は平成二年以降くらいだと思ひますが、そういう意味では近年の動きでございします。そういった意味では直ちに同じことにはならない状況でございします。それから、電力につきましても原則としてすべて認可制といふことでありますが、先般、法律を通されて成り立させていたいた状況を見てお

おける一本化調整に向けての自主的な取り組み、キー局との調整等のための準備期間とさせていただきます。

いと。ほつていないですよ、頑張ってください、こういうことを頭に置いていろいろ聞いてください、そういうふうに着いたわけですから、基本方針として。

このペーパーが記者の皆さんに行っているかどうか分かりませんが、そういう趣旨でいけば少数チャンネルの解消に向けた推進のために実情把握の調査をするというふうにお願ひしたわけですから、地方局に。

そういうことが真実でございまして、その目での記事をごらんいただきますと、例えば「開局、来年五月で打ち切り」というと、まるで放送局は来年五月で未来永劫もうつからないというふうに読めちゃうような書きぶりになっております。ちよつとこれ批判ではございせん、そういうふうに関こえますねと。

しかし、これ正しい表現で言うと、新しい波の割り当ては来年五月で開局希望とかそういう可能性のないところはしばらくの間出しませんよと、次にもう一回調査するつもりでおりますと書いてございまして、数年後にやりますが、そのときまでは出しませんよということを書いてあるんです。それは今までと全く同じなわけですから、というふうにこれを読んでいただきますと、「四局政策を転換」ではなくて推進なんです。推進のための実情調査をしたとした、そこがちよつと誤解されたんじゃないか。

以上でございまして。

○及川一夫君 一番最後の部分にしなければいかなぬなというのが私の気持ちなんです。そうあなた政策転換なんというように軽々にできるのか、それこそ電通審議会とかそういうものにかかれないと、全県にわたる問題だから、県ごとにそれぞれあえて権利といえればそれだけの権利があるのに、そういう基本方針があるのに、何か五月に打ち切つて、また三年、四年後には再検討するみたいな、そういう何か否定して肯定するようなやり方というのは一体許されるのかという気持ちで僕はこれ見詰めておつたんです。

だから、推進のために、従来の一県四局という政策を推進する、そのための調査をやる、そこに到達しないところの原因は何かということ調べて、それを改善するという意味でやっているのであつて、政策の転換ではないというふうにお答えになりましたから、だからその点は確認をして、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○委員長(山田健一君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(山田健一君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○中村鋭一君 午前の審議で及川委員がきょうの朝日の朝刊について言及なさいました。大体私も同じようなことをお尋ねしようと思つておりましたが、局長の説明で理解はいたしました。

少し詰めておきたいと思いますが、まず、この真意というものを一言改めて御説明願うと同時に、現在四チャンネルに満たない地域は具体的に何県、どことどの県か、その辺の御説明をお願いいたします。

○政府委員(江川晃正君) 今回のことは調査をするということと地方電気通信監理局にお願ひした話でございまして。その調査の真意は、今後の少数チャンネル地区政策の推進に資するため、同地区における開局要望等を把握する必要があるのて調べるといふことにお願ひしたといふことでございまして。それで、北海道は四局未滿はございせんので、それを出しましたのは東北より南の方の電気通信監理局でございまして。

御質問の、それでは現在どういう状況になつていかうということについて申し上げますと、一局しかないところが二県ございまして、徳島県、佐賀県、それから二局しかないところが四県、四つございまして、山梨県、福井県、高知県、宮崎県、それから三局といふふうか、三チャンネル見られる、先ほど来局と言つておりますのは三チャンネル、二チャンネルといふふうな置きかえていただきたいと思いますが、三チャンネル見られるといふところは、青森県、秋田県、岩手県、山形県、富山県、山口県、大分県、沖縄県と、合わせて一地域一チャンネルといふこととございまして。そういう意味で三波、三チャンネル持つていられるところは十県九地域といふふうになると承知しております。

以上でございまして。

○中村鋭一君 局長、新聞にテレビ開局来年五月までと、こういう見出しがありますと随分印象が違ふと思うんです。ですから、それは新聞記者が取材をしてそれを字にしてこのように発表いたしました、イソップ物語じゃないですけども、石を投げたカエルをいじめた子供に他意はなくても投げられたカエルにしたら大変だといふような、そんな話がありますけれども、やっぱり現実にはそういう開局をしたと思つていられる人がある、これはそういう開局の行政の責任者にすれば、このようない見出しを見れば大変なショックを受けるだろう、こういうことがありますから、その辺はひとつ新聞記者の方にもきつちりとよく要望をおいていただきたい、こう思ふんです。

郵政省が主張したいこと、言いたいことが正確に一〇〇%読者に伝わればいいんですけれども、それが伝わらない場合がある。それは正しておかれました方がいいだろう、こう思います。何か御意見ありますか。

○政府委員(江川晃正君) 先生今おっしゃいますことをまったく同じように私たちも考えておりますので、早速本日十一時何分三十分ほど、各社

に集まつていただきまして担当の課長から記者会見をやりました。

御説明いたしました趣旨は、きょうここで私が説明したのと同じことを説明してございまして、出てきた質問もそれがわかつたという意味での質問になつておりますので、それなりに私たちとしては誤解と申しましようか、誤報と言つていいのかどうか分かりませんが、それに対する手は打てたかと考えているところでございまして。

○中村鋭一君 そこで、逆に来年五月までに開局を希望する人に対して、新聞報道によれば、「ローカルテレビ局は地域人口の八〇%をカバーするよう指導していたが、六〇%前後でも認める」とか「中継局を置かなくても開局できる」と、だからこれは一つの規制緩和と大変結構だと、こう思ふんです。

そこで、駆け込みで開局を希望するだろう、申請をするだろうと、このようないろいろな条件を緩和されたわけですから、その見通しは大体何局ぐらいと考へておられますか。

○政府委員(江川晃正君) 来年五月までということとで新しくやってくるのがどのくらいかという趣旨ではいろいろ調査しなければわからないところがございますが、今、先生おっしゃいました一〇%から二〇%未滿への資本の持ち率をふやしてもいいといふことなどの集中排除原則を緩和するといふようなことは既にやつていっているわけです。

そういうことと合わせて、大体本年中には、今は出ておませんが、申請が出てくるころが一つやそこらはあるぞといふふうには我々は把握しております。しかし、全体としてこれがあつたのくらいい出るかにつきましては調査を待ちたいと思つております。

○中村鋭一君 せっかくですので、その辺のPRもよくしていただいて、調査結果を踏んで、そしてそういう意欲のあるところにはこういういろいろな条件緩和もあるわけですから、県民の皆さんがこういう文化的なメリットを享受することのできるように、ひとつせっかく御指導をお願い

申し上げておきたいと思ひます。

それから、将来的に周波数が余つてまいります。その利用法、これも新聞にこう出ているんですな。「五年後に再度調査し、その時点で余つたローカル分の周波数の利用方法を、他の用途も含め幅広く考えたい」といふこと。というわけでございまして、他の用途も含め幅広く考えたい」といふのは、具体的にどういふものかを考えていらつしやいますか。

○政府委員(江川晃正君) この部分は、今、先生引用なさいました新聞記事の数行分というのとはなかなかがつた見方を書いてあるという感じがして、現実に我々がどういふことを表明したといふことはまだございせん。

ただ、デジタル化してまいりますと、今六メガで一チャンネルをやつていますが、四チャンネルぐらいとれるようになりますから、必ず周波数が利用できる範囲が広がってくるわけですから、それを余つたといふかどうかは別として、そういうのが出てきますから、それをじゃ今の放送会社が全部引き取つてやるのかという議論になります。これは大きな問題、どうしたらよいかを十分に検討する課題だと考えております。

そういうときに、我々として今公式に申し上げられますのは、全国的にデジタル放送用の新規チャンネルの割り当てというのには地上でも二〇〇〇年ぐらいには始まるというところでございまして、それから、そのときには周波数の割り当てが必要になると考えております。それへの利用も含めまして今後の周波数の利用方法というのには検討していきたいといふことを今の時点で表明させていただきたいと思ひます。

○中村鋭一君 この前の通信委員会でも、中尾さんもお尋ねであつたんですが、これから本場にデジタル化、多用途化、多チャンネル化、物すごい勢いでソフトの開発も進みますし、だから、我々国会もそうでなければ、役所の対応もそういう一つの大きな技術的な流れの波におくれるやうであつてはいけませんので、これもせっかつく御

研究を常にされておかれることを要望しておきたいと思ひます。

本日の法律の関連でお尋ねをいたしますが、この電気通信事業法の一部を改正する法律案、これは規制緩和の第一環ということなんです、去る三月三十一日に規制緩和推進五年計画、これを閣議決定なさいました、情報通信関係の主な内容として、それから事項の数、これをお伺ひいたします。

○政府委員(木村強君) 郵政省関係で申し上げますと、社会全般の情報化の推進、新規事業の創出等という観点から、五十六項目をこの規制緩和推進計画に盛り込んでおります。ちなみに、政府全体では千九十一項目ということでございます。

なお、私どものこの規制緩和推進計画の主な内容でございますけれども、一つは、第一種電気通信事業者の提供するサービスに係る料金のうち、国民生活、国民経済にかかわりの深い基本的な料金以外について認可制から事前届け出制に改定をしようといふものでございまして、これは本院において現在審議をさせていただいて法律の内容でございます。それから二点目には、音声系の専用線と公衆網の接続の段階的自由化。三点目には、国際V.A.Nサービスにおける基本音声サービスの段階的自由化など、経済効果の期待できる措置であります。それから四点目は、N.T.T.地域網との接続協議の手続等を明確化する競争促進的な措置もあわせてこの計画の中に盛り込んでおります。

この内容につきましては、アメリカ等にも情報提供がなされておりました、非常に評価を受けておるといふ状況でございます。

私どもは内容的に充実した措置を計画に盛り込んだと考えておりますが、今後さらに着実に、先ほどのお話にもありましたように、状況は進展をいたしておりますので、そういう状況を見ながらこの中身ににつきまして着実な進展を図つていくという態度で臨んでまいりたいと考えております。

○中村鋭一君 参考までにお伺ひしたいんですが、一つの料金の認可を得るには大体どれぐらい

時間がかかるんでしょうか。それからまた、電通審議会に諮問する料金、これは私は当然ながら重要なものに限定すべきだと思ふんですが、こういった割引料金も一々審議会に諮問するわけですか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 料金の認可にかかわるものにつきましてはどのぐらいの時間を要するかといふことでございまして、昨年、行政手続法が成立いたしました。十月にそれのつとりまして標準処理期間というのを一、二カ月というふうに定めておられるところでありまして、一般的にはおおよそ申請の日から一カ月以内に認可を行つておられるというのが最近の実態でございます。それからまた、法律上、第一種電気通信事業者の料金の認可について審議会に諮問することが義務づけられておりますけれども、審議会が軽微な事項と認めたものについては諮問を要しないといふ法律条文がございまして、それにのつとりまして軽微なものについてのみ諮問しないといふふうにいたしております。

割引料金につきましては、具体的には、もし軽微なものに該当するといふ場合には審議会への諮問は要しないといふことですが、割引料金であることだけをもって諮問の対象から外れるといふことにはなつていないところでございまして、割引料金で軽微なものとは外れると、こういうことでございまして。

○中村鋭一君 その軽微なものといふのは、もう一遍説明していただけますか。具体的にはどういふものが軽微なんでしょうね。何か定義があるんですか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 軽微なものといふのは、「審議会が軽微な事項と認めたもの」といふのは、この限りでない」といふふうな法律上は規定されております。

審議会が諮問を行わない事項として類型化したものといふのを御報告させていただきますと、料金の設定または変更を伴わない契約約款の変更のうち、国際電気通信サービスを提供する第一種電

気通信事業者の契約約款の変更であつて、取り扱い対地を追加するもの、表現としてはこういう表現になつておりますが、簡単に言いますと国を足していくようなもの、これについては別に審議会に諮問しなくてもよろしいということになつております。

それから、他社との接続または他サービスとの通信に伴う提供条件の設定、追加または変更といふことで、接続等について単純に追加変更と言われようなもの、それから料金の支払い方法、サービスの提供に付随する手続の設定、追加または変更と、こういうものが類型化されたものとなつておりますが、あと端末設備にかかわる契約約款の変更に関するもの、これはよろしいといふことで、その都度認定を受けて審議会にかけなくてもいいといふことで整理される、そういう運用になつていくところでございまして。

○中村鋭一君 そうすると、この四月にN.T.T.が認めましたいわゆる公専接続、鹿児島から東京の本社へ電話をしようといふ人が、電話料高いですから、その会社の鹿児島支社へ電話をして支社から接続する、いわゆる公専接続、これは今おっしゃつた軽微なものに属するわけですね。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 先般、認可申請がありまして、公専の接続を認めることになりました。これは認可行為として審議会にもかかつているものでございまして。

といふのは、このもの自身、昭和六十年の電気通信事業法が施行されますとき、いわゆる独占から競争政策に入りましますとき、国会の附帯決議がございまして、公専接続を禁ずる約款を電気通信事業者が申請してきたこれを認めることといふふうな当時の委員会附帯決議がつけられておりました。これは第一種電気通信事業者、当時でございますと電電公社とK.D.D.といふことになりましたが、これの与える影響が極めて大きいと言つてみますと、具体的には財政上大変大きな打撃を与えるのではないかと。当時の料金体系から

いたしましてそういうことが先生方の間で懸念されたということで附帯決議がついておりました。そういう意味では、回線の利用について大きなサービスの提供の変化でございましたので、これにつきまして認可申請がなされ、審議会での議を経て認可に至ったと、こういう経過でございます。

○中村鋭一君 そうすると、一口に言うと、金が絡むものは、お金が関係してくるものは認可の対象である、端的に言えばそういうことでよろしいんでしょね。利用者の負担にかかわる問題、それも金銭的な負担にかかわる問題はいわゆる軽微なものではないという理解でいいと、私は一方的にそう思わせていただきます。

そこで、これは四月十八日付の朝日新聞ですが、「市外通話、企業」に割引 N T T 十月にも、二割以上」とありまして、市外通話の割引制度の導入を検討している、こういう報道があるわけでございますが、今後こういう種類の料金制度がふえてくる、こう思うんですが、これらについて一々認可をとらなければならぬとすれば、これは随分煩わしいことになるわけですね。午前中の審議で及川先生も、たしか私の理解では、値上げに関するものはそうだけれども、値下げに関してはどうもちょっと考えてもいいんじゃないか、フレキシブルな考え方があつていいんじゃないか、そういうお尋ねだったと思うんです。

私もこの点は、割引制度なんかはもう届け出制を導入して、各事業者がもつと機動的に弾力的に常にユーザのいい方向になるように考えていったらいいと、こう思うんですが、こういった考え方についてはいかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) まず、審議会に諮問を要しないという関係につきましては、料金にかかわらないものだけというわけでもございませぬ。物によりまして、月決めの割引サービスなんかになっている前例のあるようなものについては審議会に諮らなくてもいいとされた事例が最近ございました。

それからもう一つ、先生から今お尋ねをいただきました新聞に報じられているような N T T の割引、企業ごとに割り引いていくという料金の関係でございますが、基本的に電気通信の料金、電話の料金というのは公共料金でございますので、国民生活、国民の経済生活にかかわりの深い基本的な料金については料金割引や季節的な料金でありましてこれを認可とするのが適当であると考えております。

問題でありますのは、割り引くということ自身は安くするということですけれども、審議会でもよく問題になります、そういったときに、例えば一定の対象企業とか一定の規模のものに割り引くときに、特定の利用者や優遇するということであつて、他の利用者の負担においてやるといふことにならないかという点であります。こんなことが強く議論されるという観点でありますので、ある部分だけの割引であるからそれは国民生活に影響がないということも必ずしもそういう認識に立てないという側面がございまして、物による、そういう意味では基本的な料金であるかどうかという点を踏まえた対応になるというふうに思っております。

今回届け出の対象となる料金につきましては、それは当然のことながら料金割引や季節的な料金であっても今回届け出制の対象となっているようなものについては届け出制になっている、こういうことでございます。

○中村鋭一君 説明としては大変よくわかるんですけども、やはり精神というんですか、とにかく規制を緩和しようということ、それからアメリカとの関連もあつて円高規制等々も含めて考えますと、しかも値下げというのは基本的にはやっぱりユーザの利益にかなうことでありますから、そういった手続を省力化して少しでも結果的に国民の利益にかなうことであるならばその方向で鋭意これからの努力をしていくという方向性だけはひとつ省としても確認をしておいていただきたい、こう思うんです。

今回のこの円高・経済対策の公共料金の引き下げ、今言及しておりましたが、その項目の中に、電気通信関係として国内電話料金、国際電話料金、専用線の料金、自動車・携帯電話の料金の項目、これが挙げられておりますが、これいずれも結論としては「引下げについて検討する」とあるいは「引下げの実施を促進する」というようないわば抽象的なないまいな表現にとどまっているわけですね。

郵政省、どうなんですか、これらの料金について具体的にどういう形で、いつこの方向に持っていくとお考えでございませうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回の政府として取りまとめた緊急円高・経済対策ということで、公共料金の値下げということも現実の国民生活、経済活動に恩恵があると同時に、下げるということも明快にするということが国民利用の方を初め市場全体のマインドにもいい影響を与えるのではないかとこのように考えておりました。私どもは事業体そのものではありませぬので、私どもとしては引き下げる方向を示唆することを大変明確にしたつもりであります。

ほかの料金関係については、他省庁のことを申し上げるようで恐縮ですけれども、適正化を図るとか適切に対応するとかという形になっておりまして、私ども、大臣の御指導もいただきましたながら、私は方向づけは明確にした方がいいというふうに考えておりました。私どものスタッフと検討の上このような表現にさせていただきました。

そこで、具体的な取り組みでございますが、まず国際電話の関係ですが、これにつきましては新選択制料金サービスの導入ということで、四月二十一日、既に K D D から選択制料金サービスの導入に関する申請がなされました。概要を御報告申し上げますと、三百円の基本料、一時金を払っていただくと、六カ月間、月額利用量に応じて一定額、最高一〇%でございますが、割引をしようというふうに考えて申請されてきたものであります。それからもう一つ、自動車・携帯電話の引き下

げにつきましては、これは四月二十日、十数社から料金の引き下げ申請がございました。一つの例を申し上げますと、平日昼間の三分利用料金について二百三十円から百九十円にしようとするもので、一六%程度の値下げとなります。

それから、専用線の引き下げについてでございますが、これは四月十九日、K D D から国際専用線料金の値下げの申請がなされて、内容的には国際専用線の高速デジタル料金を五%値下げしようとするものでございます。

この申請を受けまして、今年の二十八日に電気通信審議会に諮問をするということにいたしております。速やかに認可すること、審議会でも認められましたらそのように措置をまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点先生から御指摘のありました国内電話料金につきましても、たいたい事業者の方の手のうちのあるところにあるわけですが、値下げの方向で検討しているというふうに私どもは承知をしております。具体的な申請がございましたら速やかな形で認可の方向で対処したいというふうに考えているところでございます。

○中村鋭一君 本当に大いに結構なことでございます。今おっしゃったように、郵政省は事業主体じゃありませんね。ですから、こういった値下げは市場原理に支配されて、今テレビコマースシャルを見ても各社それぞれに有名タレントを使って、うちはこれだけ値下げします、これだけ利用範囲が広がりますとやっていると別な郵政省が他省と比べて踏み込んだ表現をしなかつたって、まさに市場原理で下がるものは下がるということもわかりませぬ。しかし、この方向でやるということも当然役所としてはとるべき態度でありましようし、またアメリカとの関連においても、規制緩和等々から見ても非常に好ましいことでもありますから、さらにまた一段と努力をお願いしておきたいと思ひます。

次に、電波法でございますが、随分無線局があ

えて、不法無線局もふえているだろうと思うんです。具体的にどのような例があるか、また郵政省としてこの不法無線局数についてどの程度把握しておられるのか、その措置はどのように行っているのか。つい最近も、新聞報道を見ておりまして、例えばオウム真理教では専任の人を置いて随分盗聴をしていたというような報道がなされておりました。その実情はどうなんですか。いや、オウム真理教のことじゃないですよ。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 無線局の利用が増大する一方で、先生御指摘のとおり、不法の無線局が原因と考えられるような申告というのが大変ふえてまいっております。

若干数字を御紹介させていただきますと、いわゆる申告のベースで見ますと、平成二年度から平成六年度、四年のスパンがございまして、二年度で一千七百七十一件であったのが平成六年度で二千六百三十三件という申告ベースでございます。それから、郵政省として不法無線局の確認をしているものは、これは同じ二年度から六年度という中で見てまいりますと、二万六千件から三万件強というふうになっております。

したがって、私もこういう二つの観点から掌握しているだけでも増加の傾向にあるのではないかとこのように考えているところでございます。具体的な妨害の事例というところで、ダンブカーから発してくるような無線の妨害というのが事例としては非常に多いでございます。

幾つか御紹介させていただきますと、これは昨年の九月ごろですが、佐賀県でアマチュア無線機を改造した設備を使用して新聞事業用無線に妨害を与えた、こういうことがございました。それから、昨年の十二月に北海道で不法パーソナル無線をグループで使いまし、携帯電話とか自動車電話の妨害をしたということがございました。それから、ことしに入りまして一月に福島県で簡易無線の設備を改造して消防、救急無線などに妨害を与えたというような例が出ております。ことし三月には京都府でアマチュア無線機を改造した設備

を使って鉄道事業用無線に妨害を与えたというような事例が報告されております。

こうした事案に対応するために、私どもとしては電波監視のシステムを活用して探索を行っております。所定が確認できた不法無線局につきましては電波監視局の職員を現場に派遣して、さらに詳細な活動を実施して指導をいたしました。場合によっては警告をするというようなことで対処してまいっております。平成六年度も四百四十七件の意味では三千三百九十件、こういったところでございます。

今後とも不法無線局問題の解決というのが電波を有効に使っていくという意味で非常に重要なものというふうな考えておまして、これをできるだけ根絶していきたいというのを目指して、引き続き電波監視体制の充実強化に一層努力を注いでまいらせてまいります。

○中村鋭一君 今お答えを伺いながらふつと頭に浮かんだことがあります。質問通告も何にもしておりませんが、オウム真理教の麻原氏がロシアに渡って、ロシアで波を買って日本向けにずっと放送しておりましたね。あれは法律的には全くリールガルなんです。もうどうしようもないんですか。ある人が特定の意図で外国へ行って、外国の波を買って自己に有利な宣伝をやる、非常に偏った宗教的な、思想的な放送をどんなにやってもこれは法律上はどのようにもならぬものですか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 外国から電波を使って放送するような形で流れてくるということにつきましては、我が国の法制上、違反とかそういう問題はございません。あるとしましたならばその国の、例えばロシアから流れてきたとしますと、ロシアの国の法体制なり法律がどうなっているかという、その国の法律の問題ということに相なるところでございます。

○中村鋭一君 これはちょっと研究をしなきゃいけませんね。今のお話によれば、ある特定の人々が外国へ行って波を買って何をやったっていうこと

ことになりますね。日本向けにやっている限りはその国には関係ないわけですから、その国の法律が適用されるとおっしゃいましたけれども、その放送内容に関しては恐らく余りチェックはないでしょう。ただ、ロシアならロシアが、麻原さん、あなたこういうこと言っているのはけしからぬじゃないか、放送をやめなさいということにはならぬと思います。いや、私はそう思います。だから、やっぱりこれは将来的にちよつと考えなきゃいかぬ問題でしょうね、と思います。

今の不法無線局とはちよつと矛盾するような点もあるかも知れませんが、無線従事者免許の種類、昭和三十年、十六種類程度だったんですが、今は二十三種類あるようなんですね。昔に比べて無線設備の性能は向上していますし、随分操作も容易になっておりますが、これだけ資格区分が細かくなりますと何度か試験を受けなきゃいけませんね。

そこで、受験負担を軽くするために、規制緩和の動きとも関連して、この免許の種類をもっと減らすという見解が直す、こういう必要もあるのかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま御指摘のありましたとおり、昭和三十年代には十六の種類でございました。その後、現在、五つの区分で二十三の資格になっております。このことにつきましては経過が実はございまして、十六資格で、三十三年のころでございまして、現在二十三にふえてくるにあたりましては二つの経過がございました。

その一つは、いわゆるGMDSSという海難救助用の世界的なシステムができました。グローバル・マリタイム・ディストレス・セーフティ・システム、こういうGMDSS。このときに、海上の資格として一級から三級までがふえました。こういう世界的な、国際的な関係でのことが一つございました。

それからもう一つは、小型の船舶を持って海でいろいろプレジャーボート等でやられるというよ

うなことで、比較的操縦しやすく、そういうこととに對して取りやすいようにするということとで特殊無線技士という制度を創設いたしました。こんなことのためにこの数はふえたということでありまして。

一点目の方は国際的な海難救助ということですが、二点目の方は世の中のニーズに応じて資格をとりやすいようにしようということ、より下位の易しい資格をつくったということとでやってきたものでございます。

しかし、今、先生御指摘のありましたとおり、技術の進歩も一方ではあります。そういう意味では操作も簡単になってくるというふうな要素もありますので、一体どのような資格に對してどのような知識があればいいのかというのを現在見直しているところでございます。そういう意味で、今後整理統合する可能性があるというもののについては整理統合していくというふうなことでこの無線従事者制度の簡素化を図っていききたいというふうな考えているところでございます。

○中村鋭一君 最後に、電波利用料のことをお尋ねしたいと思うんですが。

私、ここに議事録を持っていますんですが、これは平成四年五月二十六日の通信委員会、このときに森本さんと私は随分長時間、電波利用料のことで議論をさせていただいているんです。

そのときは、消防と水防無線については電波利用料は一〇〇%免除だと。ところが、防災無線については半額、五〇%免除なんです。これは一〇〇%免除でもないんじゃないかというふうな観点から随分長時間議論をさせていただいておりまして、いろいろ森本さんは当時おっしゃっておいででございましたが、どうなんですか、今回のああいう大地震もあったことであります。今度も阪神・淡路の大震災では防災無線が全く設置されてない市町村もあったようでした。随分それに対して、一体どういうことなんだ、不足とい

すか不自信感といいますか、そういうものが住民から吹き出たと、こう聞いているんですが、この防

災無線の今回飛躍的に見直された重要性にかんがみまして、電波利用料を免除するというお考えはございませんか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 私ももう一度振り返って当時の先生の御質問である国会議事録を拝見させていただきます。

当時もやりとりがあるんですが、今御指摘のように、消防用、水防用の無線というのは全額免除になっております。防災は半額というところでございますが、この考え方というのは、防災行政無線というのは平常は通常の業務にも使用されている、いつも防災のことだけやっているわけではなく、いつも半額ということで、一つの割り切りの整理をしたということで減免的な措置になっているということでございます。

ただ、先生おっしゃるとおり、防災無線というのは、今回のことでもそうですが、非常に重要なものでありますし、今後ますます整備を進めていかなくてはならないだろうと思っております。この防災の部分についての半額ということ、これはこれで進めさせていただきたいというふうに思っております。

平素使っている、今回の電波料というのはそもそも電波の事務の共益的な費用としてみんな分担して持っていくということで、そこには営利性でありまして、そういった考え方をとらないで、公平に持っていくという考え方ということで、例外は最小限度にしておくという考え方に立ってお認めいただいたものでございます。

そういう意味では公平ということが非常に重要な観点になってまいります。もし個別に災害に使ったからそれではそこをただにするかとなると、例えばNHKであるとかNITであるとか、あるいは鉄道会社なんかはまたまた災害にその役割を果たすという観点もありまして、じゃ、その部分は幾つかただにするのかとか、そういうことがありまして、先生の御議論は私は十分勉強させていただいたところでございますが、今回は半額の免除ということで、このままひとつ御理解

を賜りたいものというふうに思っている次第でございます。

○中村鋭一君 いろいろありますが、また改めて終わります。

○栗森喬君 まず、電気通信事業法の一部改正にかかわることについてお尋ねを申し上げます。このように思っています。

今、議論の中でも、今回の届け出制に変えたことは規制緩和の流れだということに郵政省は盛んにおっしゃっております。私は、いろいろと議論を聞いておいて感じたんですが、規制緩和なのかどうか。趣旨提案を見ても「規制の合理化」と書いてあるんですね。規制緩和というふうには書いてないんですね。なるほどこの一つ一つを読むと、確かに届け出制で審議会にかけないとか認可の対象にしないという意味では、ここはかなり違ったという意味では、そういう意味の質的な変化として方向としては評価をいたします。

ところが実態論として、規制緩和はなぜするのかというところは、競争をできるだけやらせてもらって値下げに結びつけるとか、利用者のためとか消費者のためとかかなり言われていますが、この法律では事前届け出制であるということ。付加サービスというのは累次で料金的にとか営業的にとのぐらいい事業収入になるかということで比較すると、基本的なものは、認可されるところは事業収入のかんりの部分ですが、付加サービスというのは大きいものと小さいものがあるんじゃないか、果たしてこれを全部事前の届け出制にするというのは本当に適当なのかどうか。

といいますのは、ある種の付加サービスというのは付加サービスなんであって、場合によっては料金の体系と無関係にちよつと割引しようというところをこの制度である限りはしてはいけないわけですね。料金の体系を決めたらサービスするなよと。しかし、現実にはいろんなサービスが始まったら、これはちよつとまけるとか、たくさんお使いいただいているユーザーだからこどももじゃちよつと料金をおまけしようとか、多少はこ

いうのが普通一般的な取引でいうと成立するわけですが、この通信の分野では、規制緩和とい

いながら、この分野といえども原則自由でない。事前届け出、それによって問題があったらそれは認めないよという郵政大臣のいわゆる許認可権というのはやっぱり最終的にこの法律は保障している。

そうすると、皆さんの考える規制緩和とか競争自由というのはこの範囲に終わるようなことなのかどうか。本来の自由というのは、そこはもう勝手にやらせてもらいたい、こうあるべきなんです、そこに事前届け出制として歯どめをかけた理由についてお尋ねをしたい、こういうふうに思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 電話料金というのはまず公共料金でありますので、対象になる人によってその都度差がある、何か合理的なシステムなり理由がなくてその都度差があるというのは一般的には考えられないのではないかと、全くの私契約とはそこは違ってくるものではないかというふうに思っております。

もともと、電気通信市場は競争政策を入れなければ、一般的な私企業の場合とは違っています、いわゆる公益事業として完全競争の市場ではないです。そういう意味で、国民の皆さんに安定的なサービスを提供していくということについて、独占というそういう政策は放棄をして、競争政策を入れることによってたけ料金と競争政策をいれることによってたけ料金を安くしていくということですが、ただその際も、料金が下がれば下がるほどいいという前提がありますが、その前提があくまでも公平であるとか、あるいは他の犠牲において成り立つものというふうにはならないというふうに考えるものだと思います。

そういった意味合いにおきましては、この御審議賜っております法律は規制緩和の法律でありまして、おのずから内在する公共料金という意味では制限があるものと、消費者の利益というのがま

ず重視されなければならないものと考えております。先生御指摘のように、一定の内在する限度のある制度だということに申し上げざるを得ないと思っております。

○栗森喬君 公共料金と言えども全部済むという性格じゃないと私は思うんです。この付加サービスの内容を見たら、プッシュホンとか迷惑電話防止サービスとかいろいろあるんですが、これも公共料金だからまあなく一つのそういう物差しがあつてしかるべきだという論理は何を根拠にして言われておるのか。

私は一般論として、片一方に安くて片一方に安くしないというのは、この電気通信事業法でも不当な差別はしないかぬという一項がございまして、それはある種の常識だと。ところが、競争の原理の法則というのは余計使った人に多少のサービスをする。

例えば、今でも何かいろんな制度で、何通話以上とか市外通話でどれだけしたら割引になりますとか、ああいう制度も、やっぱり普遍的にそういう付加サービスというのは、利用促進とサービスというのは裏返しでやっています。今局長が答弁なさっているような論理でいって、この市場そのものがちよつと違うんじゃないですか、その理屈で言うと。どうですか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 私の説明不足があるかもしれませんが、料金を認可にするあるいは届け出制にするということのみをもって競争の原理が働かないとか、そういうものではないというふうに考えております。

言ってみますと、消費者の保護という観点から見ますと、積算から何かと見ると見ると、一般的には消費者の保護になるというふうな考えられていないのかというふうなふうに思います。一方では、事業者の負担でありますとか弾力的にサービスを提供するということと考えると、その手続をカットして、なるだけ短くして、というふうなことで届け出制とか、そういうものが考えられるというふうに思っております。

それから、確かに先生おっしゃるとおり、たくさん使っても必要を喚起するというところにつきましても幾つかの考え方がありまして、例えば大口に割り引くときには、そこで上がってくる収入を割り引いた金額の差で賄わなければならない、他の消費者の負担に帰さないというような考え方をとる国もあります。そういう意味では、その料金の立て方は幾つかの考え方があろうかと思いますが、基本的には多くの消費者の負担においての割引とならないという観点がこういう割引制度を見るときのかなり大きなポイントでございます。

○栗森喬君 何か消費者保護という言葉がどの場合にどういうふうに使われるかというのは多少疑問もございまして。しかし、一定のこういう届け出制にして、将来は全く自由にならないといけない部分というのは当然出てくるんじゃないか。したがって、そういう過渡的な措置としては、当面のことはこのぐらいにしまして、次に電波のことについてお尋ねします。

一つは、電波の利用のあり方と料金の問題でございます。

私がこの電波法の今回の改正に基づき納付の方法が変わったことに関連をもちましてお尋ねをしたのは、電波利用料の収納というんですか、電波利用料というのは今の料金体系で適切なかどうかということとを本格的に検討する段階に来たのではないかと。

といいますのは、例えば一つの例で申すと放送の場合があるんです。放送という手段の方法でいえば、過去でいえば原則もう電波以外になかったわけですが。今はあるところまで電波を受けて、あるところからはケーブルテレビで引き込む。そうすると、このコストと電波を考えると、やっぱり電波の方がちよっと安いという感じを私は個人的にちよっと、試算もきちんとしていませんが、そういう感じを受けるんです。

また、放送の現場もいろいろ変わったり、ケーブルテレビというシステムが出てきたときに、い

わゆる放送局がどの程度お金を払っておるのかと聞いたところ、こんなに安いのかという感じがいたしました。まして国際的なベースでは、入札でこの際いこうではないかという、現行の電波というもののコストを、これは本来昔は無料みたいなものだったんです。それを料金を取るようにした。しかし、将来この電波がいろいろと多用途、多目的に使われるとすると、末端のところはこれは公共性のためにやっておるだけじゃないんです。まさにそれをビジネスとしてやっていくわけですから、ビジネスでやっている部分と公共的な、さっきも出ておった救済用とか、そういう部分などかなり性質が違ってくるわけでも、原則は、やっぱり事業というものを企業としてやるにはこの料金体系というものを他の、例えば言ってみればマルチメディア時代に、そういう新しいメディアのいろんなことを今やっているわけでございますが、そういうことから見ると、かなり今の現状というものは多少見直しをしていかないと、ほかの料金体系というか、物価体系と矛盾が出てくることになるんじゃないか。

もちろん、今既にそれを利用しておる人から見れば、そんなのはできるだけ安い方がいいから余り見直しして高くなることはやめてほしいというのは、これは常にそれぞれの利害の中にはあるんです。これは、社会的な共通の価値観としては不適切な段階にきているんじゃないかというような感じがするんです。その辺のところと今後のあり方について私の方からお尋ねをして、私の質問を終わります。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 電波の利用料、平成五年度に国会でお認めいただきました。最初の三年間というところで平成五年度、六年度、七年度というところで始まっている制度でございますが、国会でお認めいただきました電波利用料の性格づけというのは、郵政省が行う電波に関する共通のな共益的な事務の処理に要する費用、それを免許人が全体で負担をする、こういうことになっております。

そういう意味では、使うものについて一定の物差しをつくりましてそれで負担をしていただくというところで、事業によって得る利益、それに着目して徴収するという性格にはなっていないというところがございまして。先生はそこところについて考えをどうするかという問題提起をされたのではないかとおもうに思っております。

私も、お認めいただきました平成五年度から七年の三年間にかかるものにつきましては、今その監視あるいは電波の監理業務ということにつきまして進めてまいるといふ意味では適正な単価になつていくというふうな考えております。であります。先生のおっしゃっているような意味で電波の経済性でもいいますか、あるいは収益性でもいいますか、そういう形になってまいりますとかかなり性格を異にしてくる面が出てくるのではなかろうかと思っております。

ただ、平成八年度からは新たな節目が始まります。そういう意味で、私もどもども今お認めいただいたこの電波利用料のあり方がこのままではいかどうかということも関係の向きとも相談しながら検討を進めてまいりたいというふうな考えている次第でございます。

○栗森喬君 終わります。

○中尾則幸君 中尾でございます。

私は、きょうは電気通信事業法の一部改正案に関連しまして、郵政省の規制緩和の取り組み方について、先ほどからある御質疑ありましたけれども、一部重複することをお許しただいて御質問申し上げたいと思っております。

この改正案は、御案内のとおりでございますけれども、規制緩和と推進についての閣議決定に従うものでございまして。第一種電気通信事業の料金サービスに関して、現行の認可制から、一部とはいいまして事前届け出制が導入されたということとは、規制緩和に対する一歩前進と私は受けとめております。

しかしながら、我が国経済にとりまして、目下の喫緊の課題は言うまでもなく急激な円高対策で

あろうと思っております。政府はこの三月末に規制緩和推進計画を決定いたしました。そして、今年十四日の緊急円高対策でこの規制緩和推進の五カ年計画を三カ年に前倒しすると、先ほどからの御質疑にもございましたが、発表いたしました。

そこで、郵政省関連の規制緩和推進計画を三年間に前倒しするというところについてお伺いしたいと思います。

まず、この規制緩和計画の前倒しにかかる郵政大臣のかたい御決意を最初にお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(大出俊君) これは他省庁からいろいろ話が私にもありました。御存じのとおり、先月末に五カ年計画の規制緩和推進計画を決めたばかりでございます。新聞にはかつと前倒しが先に出たんですよ。例えば通産などは、さて果たして五年というところでやってきたものを三年にできるかなと、郵政省はどうかと橋本龍太郎君から私にいきなり話がありました。君のところだったら難しい問題が幾つもあるというわけですが、だから、具体的にいろいろ検討していくと無理があるものもあるのかもしれない。共通認識なんですからね、そこは。しかし、そんなこと言っている時期かと、これ。今の異常なと言われる円高という問題もございまして、そういう意味で、いろいろあるだろうけれども、あえてひとつこれは前倒しでいこうという意識統一をきちっとしよう。

私も実はその気になりました。だから、今後いろんな支障があるかもしれないけれども、克服して前倒しをするという腹で進めたい、こう思っております。

○中尾則幸君 次に、決意は何いましたけれども、規制緩和推進計画のどこをどのように前倒ししていくか考えなのか、できれば具体的に伺いたいと思えます。

例えば、最近外資の参入も目立っております。CATV事業についてでございますが、ケーブルを一本渡すにもいろいろな各省庁との調整といいま

すか許可等もございませう。こうした各省庁間の許可認可といいますが、それをまず調整していく必要があるかと思ひますけれども、その点についてはどのようにお考えか、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(木村強君) 私どもの規制緩和推進計画につきましては、ただいま大臣が決意も述べて、私どもにも強力な指導がございました。最善の努力を行うということで着実に進めてまいりたいと考えております。

それから、今先生御指摘のございました各省にまたがる案件であります。特に情報通信分野では郵政省の所管にかかわるものだけでなく、全体の日本国の情報通信分野を立ち上げていくという意味では、各省大いにこのマルチメディアというような言葉を合ひ言葉にいたしまして予算編成でも折衝を続けたわけであります。政府にも総理大臣を本部長といたします推進本部もできておるところであります。

今回の規制緩和の中身につきましては、特に私も、一点目は、具体的ではありませんけれども、ケーブルを引く際の道路占用規制というのがございませう、特にこれはCATVなどの振興普及策につきましても、建設省にも私どもの立場からも主張してまいりましたけれども、今回の規制緩和五カ年計画の中にも建設省におきまして一つの項目を挙げて取り組もうという形になっております。

それからさらに、今後光ファイバー網等を利用いたしまして遠隔医療や遠隔教育等のような情報化を行うという場合には、まさに電気通信審議会の答申あるいは政府の高度情報通信社会推進本部の中でもいろいろと議論もされ、方向づけもなされた関連諸規制、いわゆる社会経済の制度そのものについての見直しも必要だろうということで、これは今回の規制緩和五カ年計画におきましても「社会・行政の情報化」という項目の中で各省庁がこれに取り組もうということで、項目を挙げていただいております。

その中には、例えば厚生省について具体的に申し上げますと、「マルチメディア活用による遠隔診断について、医療技術等の向上を踏まえ、その有用性等につき検討を行う。これは平成七年度から検討ということでありますけれども、ただいまの趣旨に従って前倒しというようになことで御検討いただいております。我々も期待できるものだというふうな考えております。

それから、現在の行政のアクセスというような意味では、各種法律によりまして保存が義務づけられております書類につきまして、帳簿等の電子データによる保存を認めていくといったような情報化に対応するための諸制度、いわゆる申請・届け出手続の電子化、ペーパーレス化を業務内容に即して推進しようということにつきましては、警察庁、大蔵省、厚生省その他の役所がこの推進計画の中に項目を盛り込みまして立ち上げていくというふうになっております。

緊急円高・経済対策の中におきましても、各省がこういった関連諸制度の見直しを行っていくというふうなことはうたわれておりましたけれども、さらに前倒しをして早急にやっていくということにもなっておりますので、連携を密にいたしまして、私どももこういった高度情報通信社会推進本部、郵政大臣は副本部長でもございませうので、こういったことも見ながら、郵政省としても関係機関に働きかけ、かつ郵政省自体におきましても着実に推進していくという態度で現在取り組んでおるところでございます。

○中尾則幸君 各省庁とも連携を密にと。ちやうど二年前、いろいろな規制があつて、私も通信委員会ですら二年後にこんなふうな規制緩和が進むとは思つておりませんでした。

今お話がございましたけれども、時間がございませんで一言で結構です。遠隔医療の話がございませう。それから遠隔教育の話もございませう。この法整備については、例えば遠隔医療の場合は医師法の問題、それから健康保険法の問題がございませう。それから遠隔教育の場合は学校教育法。

さまざまな法規制がございませうけれども、それも手がけるということでも理解してよろしいですか。法規制についてやつぱり早急に検討を加えていくというふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(木村強君) 措置内容でただいま申し上げました表現につきましては、先ほど言いましたように、「マルチメディア活用による遠隔診断について、医療技術等の向上を踏まえ、その有用性等につき検討を行う。それから「保険医療機関等の診療報酬請求について、磁気媒体による請求を行うことができるシステムの構築を推進する。」というところでございませうので、これをやっていく際に必要な法律改正があれば、当然政府として実効あるものとするためにはそのようなことが必要であらうというふうな考えております。

○中尾則幸君 それを二回繰り返すと私も理解がよくなりました。随分長つたらしい名前なものですから、理解できなくて申しわけございませう。

時間もございませんで、簡単に具体的にあと一、二点伺ひます。

例えば、CS放送事業の自由化についての項目もございませう。それから、放送事業者の番組調和原則の規制緩和について一言、どういふふうな規制緩和をされていくのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) CS放送の自由化につきましては既にいろいろやつてきております。ハード、ソフトの分離とか総合放送規制の適用除外とか有料放送及び広告放送の併用を認めるというふうなやつてきております。

それで、それにあわせて、先生おっしゃいます放送事業者の番組調和原則の規制緩和につきましても、現在番組調和原則が適用されておりますのはNHKの一部と民放の地上テレビのみになつてございませう。

それで、ただいまのところ、地上テレビにつきましては放送番組調和原則が適用されることは適当だと考えているところでございますが、やが

て地上テレビにもディジタル放送の導入が不可欠でございませう。二〇〇〇年ぐらいにはそういうサービスが開始されるだろうということを考えますと、ディジタル放送の導入によつて多チャンネル化してくるということが予想されますので、そういう状況をにらんで番組調和原則というものの弾力化を検討していかなければいけないと考えているところでございませう。

○中尾則幸君 もう一回、放送事業者の番組調和原則について伺ひたいんですけれども、この資料の中の番組調和原則の弾力化については、今局長がおっしゃったように、地上波のディジタル化をにらんでやるということをお願いしました。つまり、これは平たく言えば、私のちよつと記憶違いかもしれませんが、今この編成の中で教育的番組が何%ということもございませう。これを取つ払つて、例えば専用チャンネルも地上放送オークリーというところで理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) 今直ちにそういうふうなやり方を申し上げているわけではございませうが、ディジタル放送が始まりますとチャンネルがふえますから、その意味では今持っている地上テレビ放送の意味づけが変わってくるでしょう。そういうときには、今先生がおっしゃいます意味での専門放送になることも考えますと、番組調和原則ということも考え、弾力化を検討して見る必要があるのではないかと考えているところでございませう。

○中尾則幸君 きょうの朝日新聞の、私は四波化政策については改めてお話を伺ひたい。

その中でもちよつと触れてあつたやに思ひますけれども、マルチメディア集中排除の原則、この緩和についてどのように取り組んでいかれるおつもりか、ちよつとお伺ひしたいんです。

○政府委員(江川晃正君) この課題はいろいろな放送メディアについてございませうが、特に今回のCS放送との関係で申しますと、CS放送のマルチメディア集中排除原則については既にPCMについては実行いたしました。一社で最大十二チャン

そういうふうなことを前提として、これからのマルチメディア社会というふうなものをどういうふうに見ていくかということに非常にかかわる問題でございますので、現在のところ、昨年の七月から二年間ということで、学識経験者あるいは通信用信・放送事業者あるいはユーザーの方々にお集まりいただきまして、二十一世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会というのを開いていただいておりますので、皆様方から大変熱心にいろいろ

規制緩和、言うならば今一つのはやり言葉で

して円滑な通信に支障が生じます。

ところにおきまして電波関係について必要な技

能、知識というのが付与される、そういう体制になつてきたということで、今回、それぞれの修業した実績といいますか資格に応じて、例えば大学でありますと一級の陸上特殊無線技士の資格を取得できるとか、そういうことをしたところでございます。

これはいずれもその特定の無線設備の操作に限定された初級の資格でありまして、上級の資格についてはこれまでどおり国家試験によるということにされておりますので、無線従事者の質が低下したりあるいは電波秩序の維持ということに支障を来すことではないというふうに今のところ見込んであるものでございます。

○河本英典君 低下することはないということ、結構でございます。

それから、電波利用料の口座振替のことについて少し伺いたします。

電波利用料の口座振替によって具体的に免許人のどのような手間がどれくらい省略できるのか、どのように見込まれておられるのか。また、利便性という意味から、利便性の向上のためにできるだけ多くの金融機関で電波利用料の口座振替の取り扱いをしてもらう必要があると思ひますけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 口座振替によります納付のメリット、免許人が金融機関に出向いて納付するという手間がなくなるということで免許人の利便を図るということですが、具体的な効果というのをある幾つかの前提を置きまして想定してみますと、例えば平成十年度に免許人の半分が口座振替を利用するというふうに仮定しますと、金融機関に出向いて納付する手間というのが時間に換算しまして七十五万時間ほど省略ができる。これに一定の単価を掛けていきますと数億円の節約にもなると思ひますか合理化になるというふうに考えております。

それから、取り扱う金融機関につきましても、郵便局について取り扱うことができるように所管

の部局から所要の法律の改正を今国会に提出をして御審議をいただいているところでございます。そういった意味合いにおきまして、民間金融機関についてもより多くの機関において取り扱っていただけるように働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○河本英典君 見通しとしてはあるは見込みとしては大変なプラスが出るということでございまして、徴収上有利であること、確実であること、それから効率的であることが一つの基本なことでしょうけれども、そこにやはり利用者の利便性ということもつけ加えていただきたいというふうにお願ひするものであります。

次に、携帯電話のことで少し伺ひたいします。新聞なんかを見ていると、携帯電話の加入数が四百万台の台を突破したという記事がございまして、このような大変な急増の中で、周波数の逼迫という心配はないのかということが気になるので、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 先生からお話のありましたとおり、本年三月末で今私どもも把握している概数でいきますと四百三十三万台を超えたというところでございます。前年度、昨年の三月末で二百三十三万台でございましたので、倍以上になったというところでございます。

周波数の関係でございますが、今八百メガヘルツ帯と一・五ギガヘルツ帯の電波を使っております。現段階では十分に割り当てているというふうに考えております。

少し数字を申し上げさせていただきますと、最も混雑している東京周辺で見まいりますと、本年三月末の携帯電話の加入数、東京圏ということをお考えますと三百三十八万加入であります。周波数の加入の可能性、容量という意味で、現行方式でいきますと二百七十万以上の加入が可能であろうというふうにも見込んでおります。さらに携帯電話の需要が伸びていくというふうなことで、周波数の加入の容量を現在の周波数の中でそれを二倍に使っていく、デジタル方式のハーフ

レート化、ハーフに使う、半分ずつ使いますので二倍になるということですが、そういうことの導入を可能にしようということで、今その整備を終わつたところでございます。

そういう形でいきますと、まだまだ勢いよくふえていくという過程があるかと思ひますが、一九九五年、そして次の二〇〇〇年以降には、今ITUで国際標準化が進められている、大臣が午前中に申し上げましたPLMTS、将来の公衆陸上移動通信システムということで二百三十メガヘルツ帯、大変な量の周波数がまた使えるような状態が来る、二〇〇〇年以降はそう思っております。

そういった意味で、私どもとしては周波数につきまして是对応していくことができるというふうな思っておりますが、さらに携帯電話の基地局を今の基地局の半径をより小さくして効率的に周波数を使っていく、私どもも小セル化、こういうふうな言っておりますが、そういうようなこともやりまして、周波数の使用効率の向上を行つて十分な対応ができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○河本英典君 携帯電話などの通信手段が全国津々浦々で利用できることになることは均衡ある国土発展のために不可欠であると考えられるわけですが、政府でも過疎地などで利用できるようにするための施設整備の支援に取り組んでおられるというふうな何つておられますが、その進捗状況はいかがなものでございましょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 携帯電話はこのように普及してまいっておりますが、現在の状況を申し上げますと、サービスのエリアで人口をどのぐらいカバーしているかといいますと、人口のカバー率では九五％ぐらいカバーをいたしております。それから、面積のカバー率では六五％程度に落ちるというところでございます。

利用者の方々等々から御意見がありますのは、山の方に入つて、過疎地に行つたり辺地に行つたり離島に行つたということで、サービスエリアから外れていくというようなことが苦情になつてく

るという現状になっております。こんなことで、私どもといたしましては、電気通信格差是正事業という予算上の措置を講じまして、過疎地、離島、そういったところに移動用の通信の中継施設、これの整備をする補助事業を開始いたしております。これは平成三年度からやっておりますところでございます。

これは過疎地、離島というところでございまして、さらに平成五年度からは地下街とか、そういうところにもまたこれを広げよう。さらに、平成六年度からは高速道路、主要な道路のトンネル、そういったところにも広げようという形で取り組んでまいっております。現在まで三十一都道府県で六十施設を整備してまいっております。

特に今回、災害の状況等々を見ていると、携帯電話というのが非常に重要な役割を果たすというふうなことで、この推進を図つてまいりたいというふうに思っています。

ただ、全国どこでも携帯電話が使えるというふうになるためには、国のこの補助事業というのはございまして、結局は提供している民間の事業者が大変負担を背負うという側面も出てまいります。だから、どこでも引いてくださればかりに申し上げることはできない面もあるわけでございます。

そういった意味では、抜本的なこういうことについての利用者の方々の要望を満たしていくということではやはり衛星によるサービスではないかなというふうなことを考えておりまして、ことしの夏にNTTがN-STARという衛星を打ち上げる予定にいたしております。そういった意味で、早ければ来年の春からこのN-STARを使って衛星で直接電話ができる。こうなりますと、日本じゅうどこでもよほど状況の悪いところ以外は電話ができるということになってくるのではないかといいことで、このことにつきましても積極的に進めてまいりたいものと考えているところでございします。

○河本英典君 時間がなくなりましたので、終わ

ります。

ありがとうございます。

○委員長(山田健一君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより両案について順次採決に入ります。

まず、電波法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を求められておりますので、これを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私は、ただいま可決されました電波法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新緑風会、新党・護憲リベラル・市民連合、二院クラブの各派及び各派に属しない議員河本英典君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、電波の効率的な利用における無線従事者の果たす役割の重要性にかんがみ、その育成に努めるとともに、電波利用技術の急速な進展に対応し、無線従事者に関する施策について適宜見直すこと。

一、電波利用環境の向上に資するため、監視システムの整備など電波監視体制の一層の強化を図るとともに、周波数の有効利用の促進、新たな周波数資源の開発にさらに積極的に取

り組むこと。

一、マルチメディア社会における無線通信の重要性にかんがみ、広く国民の意見を聴取し、時代を見据えた電波行政を推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田健一君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よって、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) ただいま電波法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○委員長(山田健一君) 次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を求められておりますので、これを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私は、ただいま可決されました電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新

緑風会、新党・護憲リベラル・市民連合、二院クラブの各派及び各派に属しない議員河本英典君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、マルチメディア社会における国民のニーズの多様化、技術革新の進展、国際的なネットワークの構築等の状況を踏まえ、時代にふさわしい電気通信行政の推進に努めること。

一、料金の届出に当たっては、提出書類の簡素化等可能な限り事業者の負担を軽減するとともに、均衡を欠くなど不当な料金設定があった場合には適切に対処すること。

一、標準契約約款の制定・変更に当たっては、利用者の保護に十分配慮すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田健一君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よって、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) ただいま電気通信事業法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に

尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○委員長(山田健一君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田健一君) 次に、放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) 放送法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、訂正または取り消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等の改正を行うおとするものであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、訂正または取り消しの放送に関し、真実でない事項の放送により権利を侵害された者が放送事業者に対して訂正または取り消しの放送の請求を行う期間を、「放送のあつた日から二週間以内」から「放送のあつた日から三箇月以内」に延長することとしております。

第二に、放送番組の保存に関し、訂正または取り消しの放送の關係者等が放送後に放送番組の内容を確認することができるようになるため、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を、「放送後三週間以内」から「放送後三箇月間」に延長するとともに、訂正または取り消しの放送の關係者等が放送番組の内容を確認する方法は、視聴その他の方法によることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十三日)

一、放送法の一部を改正する法律案